

第三次環境基本計画の進捗状況・今後の展望について

平成 19 年 11 月

中央環境審議会

第三次環境基本計画の進捗状況・今後の展望について

【目 次】

| | | |
|-------|--|----|
| I | はじめに | 1 |
| II | 全般的評価 | 3 |
| | 1. 各府省における環境配慮の方針に係る取組状況 | 11 |
| | 2. 各主体の状況 | 12 |
| III-1 | 重点点検分野の点検 | 17 |
| | 1. 都市における良好な大気環境の確保に関する取組 | 17 |
| | 重点調査事項①：環境的に持続可能な交通システム実現のための取組 | 18 |
| | 重点調査事項②：ヒートアイランド対策のための取組 | 22 |
| | 2. 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組 | 26 |
| | 重点調査事項①：流域における水循環改善のための取組 | 27 |
| | 重点調査事項②：閉鎖性水域における環境改善のための取組 | 33 |
| | 3. 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり | 38 |
| | 重点調査事項①：地方公共団体のグリーン購入実施状況 | 39 |
| | 重点調査事項②：SRI等の環境投資の拡大 | 43 |
| | 4. 長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の 基盤の整備 | 48 |
| | 重点調査事項①：環境に関する情報の整備及び提供についての取組状況 | 49 |
| | 重点調査事項②：戦略的環境アセスメントの取組状況 | 53 |
| | 5. 国際的枠組みやルールの形成等の国際的取組の推進 | 55 |
| | 重点調査事項①：国際的な経済連携・地域統合と環境の融合 | 56 |
| | 重点調査事項②：NGO/NPOが東アジア地域等の環境管理能力の向上に 果たしている役割 | 59 |
| III-2 | その他 | 62 |
| | 1. 予防的な取組方法の考え方について | 62 |
| | 2. 環境基本計画の点検に当たって | 62 |
| IV | おわりに | 63 |

第三次環境基本計画の進捗状況・今後の展望について

I はじめに

平成5年に成立した環境基本法を受けて、平成6年に第一次、平成12年に第二次の環境基本計画が策定され、多方面にわたって環境保全のための施策の具体化が行われてきました。「循環」、「共生」、「参加」、「国際的取組」の四つの長期的な目標は、各施策を通じて浸透し、環境問題の広がりに対して私たちがどのような方向を目指すべきかを考える上での基本的な指針として定着しているものと考えられます。

しかしながら、様々な取組にもかかわらず、化石燃料などの天然資源の大量使用に起因する地球温暖化など、地球環境全体の持続性にかかわる問題などへの取組が一層緊急性を増してきています。

そのような中で、環境問題と社会経済活動全体の深い結び付きを踏まえて、経済的側面、社会的側面、環境的側面という社会経済活動の各側面を統合的に捉える「統合的アプローチ」など、第二次環境基本計画において示した基本的考え方を深化させ、具体的な施策をより一層強力に進めるため、平成18年4月に第二次環境基本計画を見直して第三次となる環境基本計画が策定されました。

この第三次環境基本計画では、今日の社会と環境の状況の変化を踏まえて、「環境の世紀」としての21世紀をより良き100年としていくための理念と道筋を始め、今後の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱などを示しており、「地球温暖化問題に対する取組」など10の重点分野について、現状と課題、中長期的な目標、施策の基本的方向、重点的取組事項などを示しております。

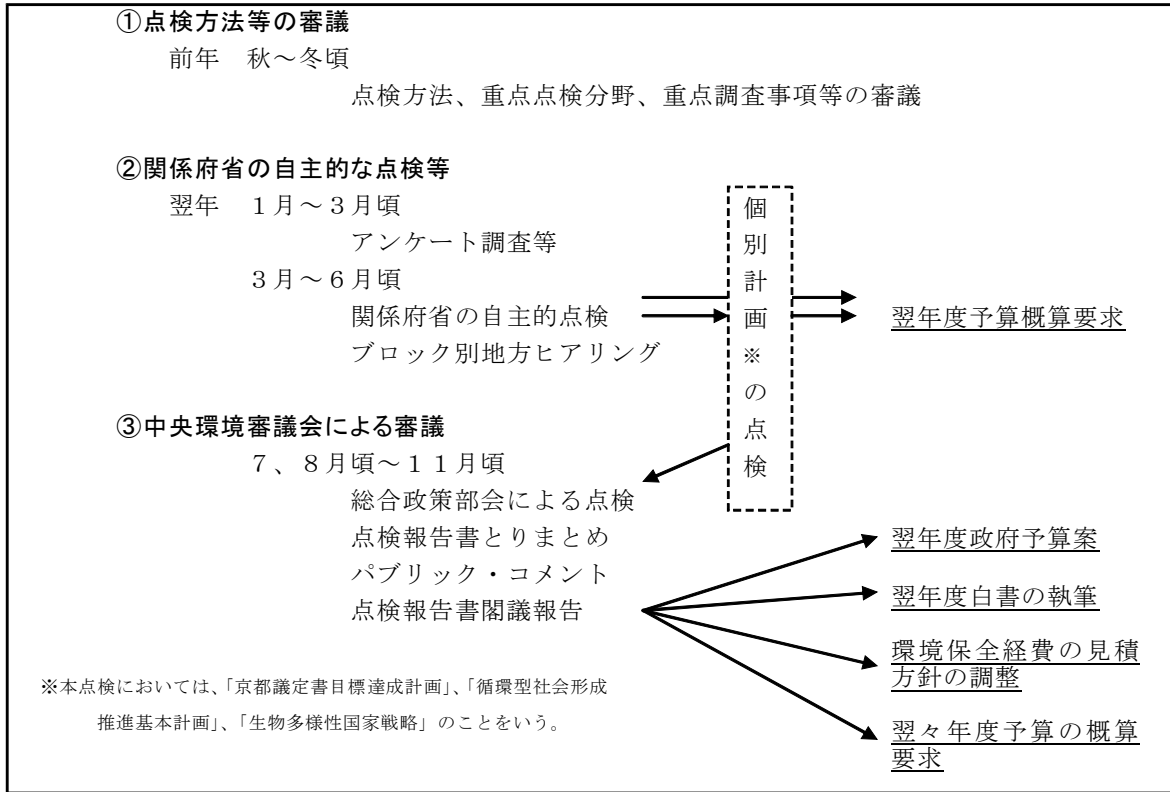
中央環境審議会は、第三次環境基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、国民各界各層の意見も聴きながら、環境基本計画に基づく施策の進捗状況などの点検を実施しています。今年点検は、第三次環境基本計画についての第一回目の点検として行うものであり、10の重点分野のうち、「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」「長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備」「国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進」の5分野を中心に、平成18年4月の第三次環境基本計画の策定からこれまでの施策を対象として、関係府省の自主的な点検結果を踏まえ、総合政策部会及び環境基本計画点検小委員会での議論を経て、行うものです。

また、点検に当たっては、各重点分野に掲げたそれぞれの指標や、環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、環境の状況、取組の状況等を総体的に表す指標（総合的環境指標）を活用しております。

この点検結果が、恵み豊かな環境の中で幸福に暮らせる持続可能な社会の実現に向け、環境保全の取組を着実に進めるためにも、各界各層において有効に活用されることを期待します。

○ 第三次環境基本計画の点検の具体的な進め方について

毎年行う第三次環境基本計画の点検は、①点検方法等の審議、②関係府省の自主的な点検等、③中央環境審議会（総合政策部会）による審議、の手順で行っております。



日程)環境基本計画点検小委員会(H18:12/6,H19:7/13,8/3,8/24) 総合政策部会(H18:11/22,12/20,H19:9/13,11/9)

また、効率的に点検を実施するため、

- ・重点分野政策プログラムのうち、重点的に点検を行う分野を選定し、
- ・特に焦点を当てて審議を行う重点調査事項を設定するとともに、
- ・小委員会方式の導入による対話を重視した審議を進めることとしています。

参考:現時点の想定スケジュール(時々事情等を踏まえて確定していきます。) 網掛け部分はH19点検分野

| 重点分野政策プログラム名 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|----------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| ①地球温暖化問題に対する取組 | | ○ | | ○ |
| ②物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組 | | ○ | | ○ |
| ③都市における良好な大気環境の確保に関する取組 | ○ | | ○ | |
| ④環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組 | ○ | | ○ | |
| ⑤化学物質の環境リスクの低減に向けた取組 | | ○ | | ○ |
| ⑥生物多様性の保全のための取組 | | ○ | | ○ |
| ⑦市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり | ○ | | ○ | |
| ⑧環境保全の人づくり・地域づくりの推進 | | ○ | | ○ |
| ⑨長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備 | ○ | | ○ | |
| ⑩国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進 | ○ | | ○ | |

II 全般的評価

地球温暖化対策を始め、国内外挙げて取り組むべき環境政策の方向を明示し、今後の世界の枠組みづくりへ我が国として貢献する上での指針となる「21世紀環境立国戦略」が、本年6月に閣議決定されました。本戦略では八つの戦略を定めており、環境技術や公害経験、豊富な人材などの強みを活かしてアジアそして世界と一緒に持続可能な社会の実現に向けて統合的な取組を展開していくことが求められています。

また、環境問題は、いまや世界共通のものとなりつつあります。本年6月に開催されたG8ハイリゲンダムサミットにおいては、我が国として地球温暖化問題に対応するための戦略パッケージとして「美しい星50」を提案すること等により、リーダーシップを発揮し、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減することを真剣に検討するという合意が得られたところです。なお、来年開催予定のG8北海道洞爺湖サミットにおいても、引き続き環境問題が重要なテーマの一つとなっております。

このような中、「平成20年度予算の概算要求基準（シーリング）」では、歳出削減努力と同時に重点分野とする環境対策（21世紀環境立国戦略）などについて、別枠で予算要望を認めることとされており、「平成20年度環境保全経費の見積りの方針の調整の基本方針」においても、府省間の連携のもと政府一丸となって環境保全施策の効果的な展開が図られるよう努めるなどとされたところです。

このような環境保全施策の実効性の確保に資するよう、施策の進捗状況等についての全体的な傾向を明らかにするため、総合的環境指標として、i)各重点分野に掲げた個々の指標を全体として用いた指標群、ii)環境の各分野を代表的に表す指標の組み合わせによる指標群、を活用しております。その際、iii)環境の状況等を端的に表した指標として、①環境効率性を示す指標、②資源生産性を示す指標及び③環境容量の占有量を示

第三次環境基本計画における総合的環境指標の種類と役割について 助的に用いています。

総合的環境指標に期待される役割

○計画の進捗状況を定量的に把握(トレンドの捕捉等)し、計画全体の進捗状況の評価に活用
⇒計画の目指す方向を的確に反映(各主体の取組が指標の数値改善に寄与)

○様々な主体に自発的な取組を促すようなメッセージを送るという役割
⇒環境問題を自身の問題として認識してもらうための工夫(イメージ化、国際比較等)

⇒計画の進捗状況について傾向を総合的に把握する

これらの指標の活用に当たっては、指標の特性や限界等に十分留意するとともに、指標が環境基本計画の目指す方向を的確に反映し、かつ環境や社会経済等の状況に即した適切なものであるよう常に見直しを行い、指標の継続性にも配慮しつつ、その発展のため、必要に応じ機動的に変更を行うことが求められます。

総合的環境指標として活用する指標のタイプ

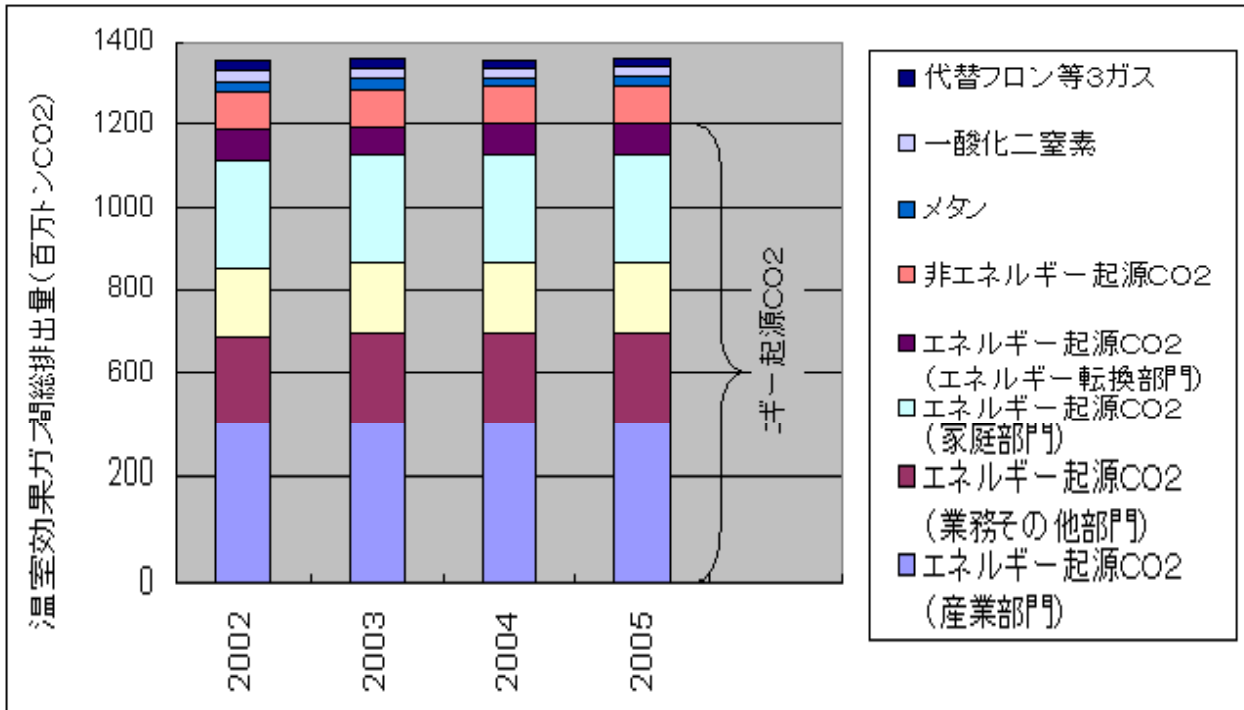
主として詳細な情報を基に的確な分析を行う場合と単純化し分かり易さを重視する場合とが存在

| | |
|---------|--|
| 総合的環境指標 | ①各重点分野に掲げた個々の指標を全体として用いた指標群 ⇒より詳細な情報を基にした理解を重視 |
| | ②環境の各分野を代表的に表す指標の組み合わせによる指標群 ⇒計画総体としての傾向の把握について、理解の容易さをより重視 |
| | ③環境の状況等を端的に表した指標 ⇒計画総体としての傾向の把握について、理解の容易さやメッセージ性の強さを重視 |

なお、総合的環境指標によると環境の各分野の状況は次のとおりあらわれています。

① 地球温暖化問題に対する取組の概況

温室効果ガスの年間総排出量



※ 温室効果ガス排出量の年間総排出量の達成目標は、平成22年度(2010年度)において、1,231百万トンCO₂。

- 平成17年度(2005年度)の我が国の温室効果ガス排出量は1,359百万トンCO₂となり、基準年度の総排出量を7.7%上回っています。
- 基準年度から平成17年度(2005年度)までの温室効果ガス排出量の増減を温室効果ガス別に見ると、我が国の総排出量の9割以上を占める二酸化炭素の増加が大きく、その他5種類のガスは基準年度を下回っています。

(参考) 地球温暖化の現状

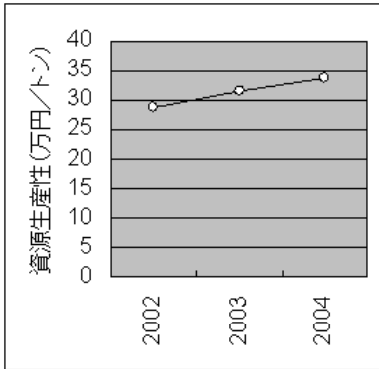
気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が2007年(平成19年)に採択した第4次評価報告書第1作業部会報告書によりますと、全球平均地上気温は1906~2005年の間に0.74(0.56~0.92)℃上昇し、20世紀を通じて平均海面水位は17(12~22)cm上昇しました。また、同報告では、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高いとしています。

| 指 標 | 観測された変化 |
|------------------------|---|
| 平均気温 | ・ 過去100年間(1906~2005年)に、0.74℃上昇。 ・ 最近12年(1995~2006年)のうち1996年を除く11年の世界の地上気温は1850年以降でもっとも温暖な12年の中に入る。 |
| 平均海面水位 | ・ 北極の平均気温は過去100年間で世界平均の上昇率のほとんど2倍の速さで上昇。 ・ 20世紀を通じた海面水位上昇率は0.17m ・ 1993~2003年の上昇率は年あたり3.1m |
| 暑い日及び熱波 寒い夜及び霜が降りる日 | 発生頻度が増加 発生頻度が減少 |
| 大雨現象 | 発生頻度が増加 |
| 干ばつ | 1970年代以降、熱帯地域や亜熱帯地域で干ばつの地域が拡大。 |
| 氷河、積雪面積 | 南北半球において、山岳氷河と積雪面積は平均すると後退。 |

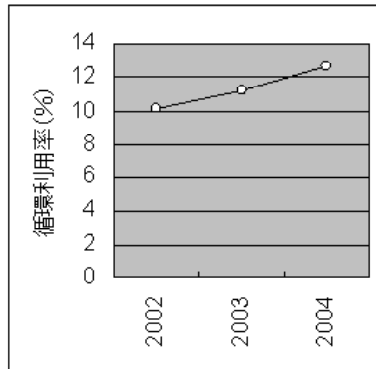
出典) 平成19年版環境・循環型社会白書

② 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組の概況

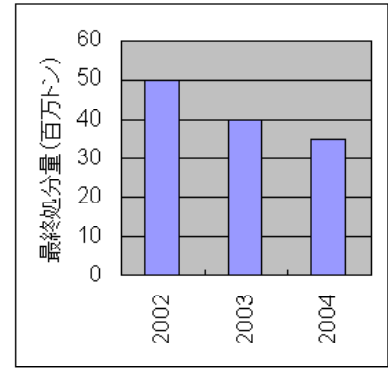
資源生産性



循環利用率



最終処分量



※ 各指標の達成目標は、平成22年度(2010年度)において、

資源生産性 約39万円/トン 循環利用率 約14% 最終処分量 約28百万トン。

資源生産性: GDP/天然資源投入量 循環利用率: 循環利用量/(循環利用量+天然資源投入量) 最終処分量: 廃棄物の埋め立て量

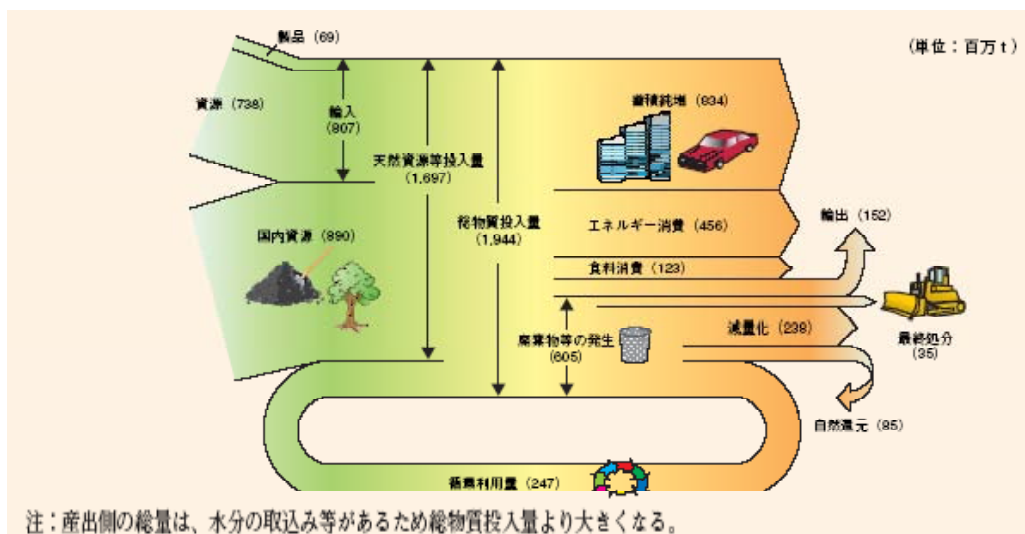
- いかにより少ない資源で、より大きな豊かさを得るかを表す、資源生産性は、平成14年度(2002年度)以降上昇傾向です。
- また、各種リサイクルの取組の進展により循環利用率も確実に増加しています。
- 最終処分量も毎年減少しつつありますが、平成22年度(2010年度)の目標達成には平成16年度(2004年度)比で更に20%の削減が必要です。

(参考)

- 物質循環の効率化が図られていると考えられますが、我が国の物質フロー(平成16年度)を概観しますと、19.4億トンの総物質投入量があり、そのうち天然資源等投入量は17.0億トンと高水準となっています。

また、総物質投入量の約3割の6.1億トンが廃棄物等であり、このうち循環利用されるのは総物質投入量の12.7%の2.5億トンという状況です。

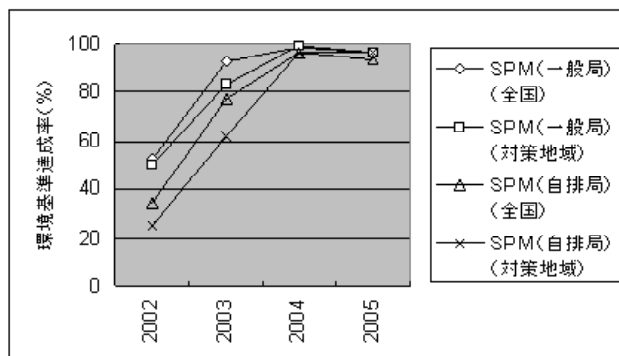
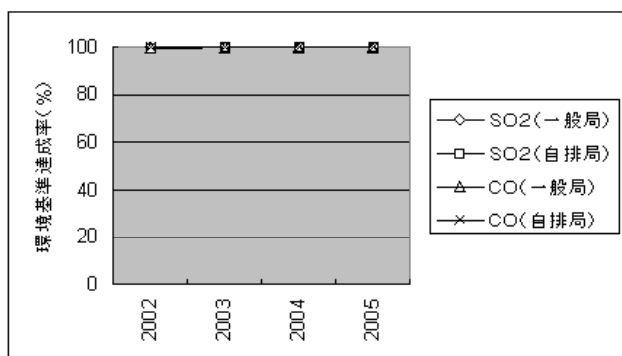
我が国における物質フロー(平成16年度)



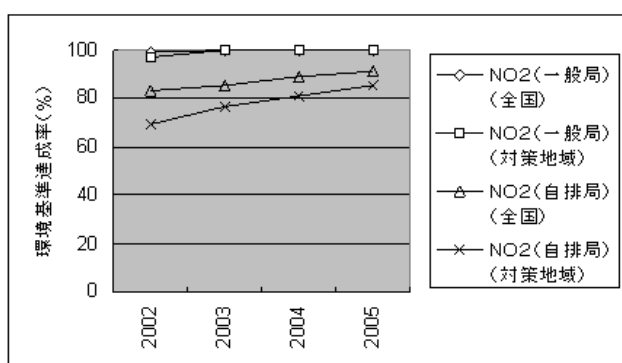
出典) 平成19年版環境・循環型社会白書

③ 都市における良好な大気環境の確保に関する取組の概況

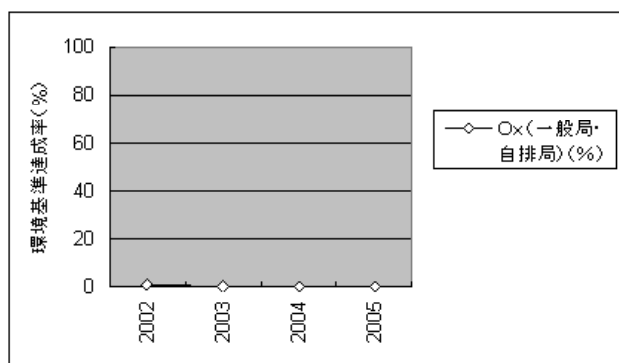
大気汚染に係る環境基準達成率 (SO₂、CO) 大気汚染に係る環境基準達成率 (SPM)



大気汚染に係る環境基準達成率 (NO₂)



大気汚染に係る環境基準達成率 (Ox)



※大気汚染に係る環境基準達成率の達成目標は100%。環境基準達成率：達成測定局数／有効測定局数×100

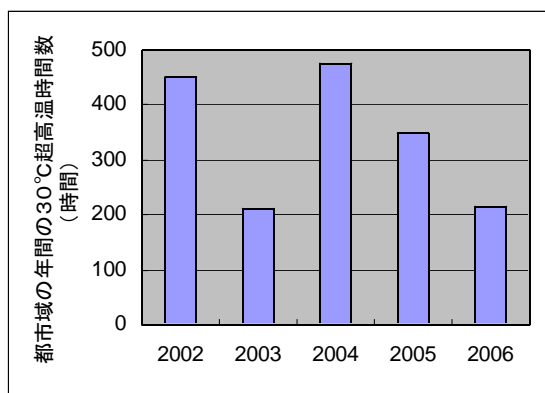
- SO₂ (二酸化硫黄) については、環境基準達成率が一般環境大気測定局 (一般局) で99.7%、自動車排出ガス測定局 (自排局) で100%であり、近年ほとんどすべての測定局で環境基準を達成しています。
- CO (一酸化炭素) はすべての測定局で環境基準を達成しています。
- SPM (浮遊粒子状物質) については、環境基準達成率が平成16年度 (2004年度) までに大幅に改善されました。平成17年度 (2005年度) (一般局：96.4%、自排局：93.7%) については、平成16年度 (一般局：98.5%、自排局：96.1%) に比べてやや低下しています。
- NO₂ (二酸化窒素) については、一般局では99.9% (平成16年度：100%) で近年ほとんどすべての測定局で環境基準を達成しています。自排局については、環境基準達成率は改善傾向にあるものの、大都市地域の自動車交通量が集中している一部の交差点周辺等においては、依然として環境基準を達成していない地区等が存在しています。

- なお、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する法律（自動車NO_x・PM法）に基づき閣議決定された総量削減基本方針においては「対策地域において、平成22年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準をおおむね達成する」との目標が掲げられています。

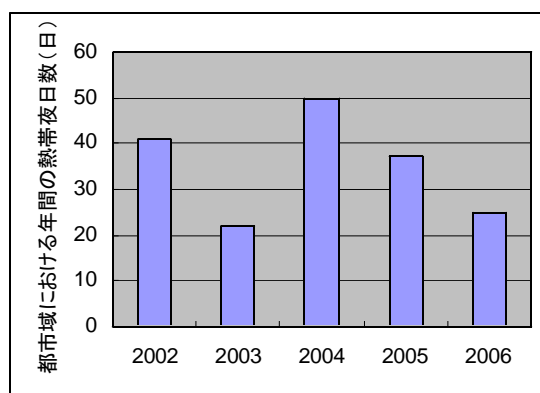
平成15年度には自動車NO_x・PM法に基づき総量削減計画が策定され、自動車からのNO_x（窒素酸化物）とPM（粒子状物質）の排出量の削減に向けた施策が計画的に進められています。
また、自動車NO_x・PM法の改正（平成19年5月18日公布）により、局地汚染対策や流入車対策を中心に、自動車排出ガス対策が拡充されています。

- O_x（光化学オキシダント）については、環境基準達成率はわずか0.3%であり、依然として低い水準となっています。
- なお、O_x（光化学オキシダント）やSPM（浮遊粒子状物質）の原因物質の一つである、大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物の総称であるVOC（揮発性有機化合物）については、平成18年度より開始された大気汚染防止法による規制と事業者の自主的取組を通じ、平成22年までに、工場等の固定発生源からの排出量を平成12年度比で3割程度削減することを目標としています。

都市域における年間の30℃超高温時間数



都市域における年間の熱帯夜日数



- 都市域における年間の30℃超高温時間数及び熱帯夜日数は、平成14年度（2002年度）及び平成16年度（2004年度）が多い結果となっています。

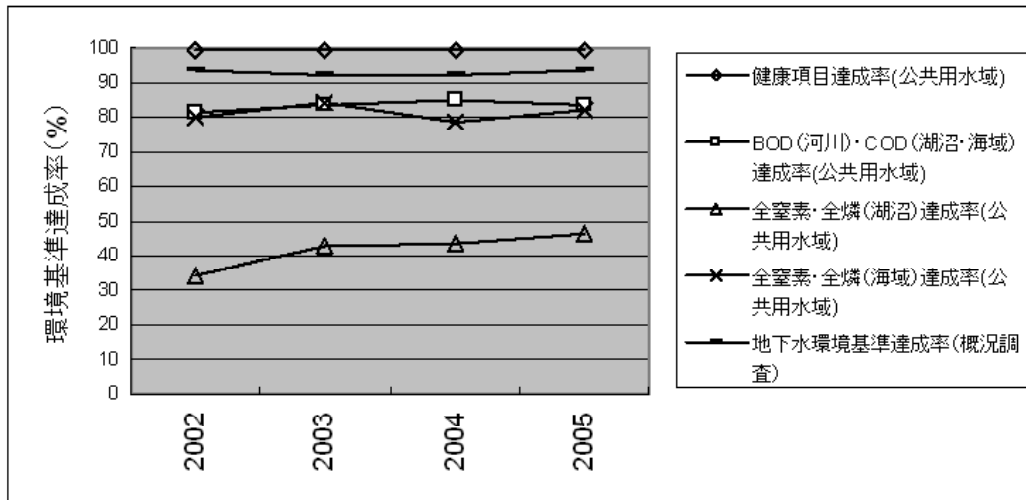
（参考）

気象庁のデータによると、100年当たりの平均気温の上昇量について、日本の中小規模の都市の平均が1℃上昇しているのに対し、大都市においては平均気温が2～3℃上昇しています。

| 地 点 | 100年当たりの上昇量 (°C/100年) | | |
|-----------|-----------------------|------|------|
| | 平均 気 温 | | |
| | (年) | (1月) | (8月) |
| 札幌 | +2.3 | +3.0 | +1.5 |
| 仙台 | +2.3 | +3.5 | +0.6 |
| 東京 | +3.0 | +3.8 | +2.6 |
| 名古屋 | +2.6 | +3.6 | +1.9 |
| 京都 | +2.5 | +3.2 | +2.3 |
| 福岡 | +2.5 | +1.9 | +2.1 |
| 大都市平均 | +2.5 | +3.2 | +1.8 |
| 中小規模の都市平均 | +1.0 | +1.0 | +1.0 |

④ 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組の概況

公共用水域及び地下水について水質汚濁に係る環境基準の維持・達成状況



環境基準達成率: 達成水域数/類型指定水域数 × 100
 健康項目達成率: 水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準達成率

- 水質汚濁の現状は、総じて、改善の傾向にあり、特にカドミウムやシアンなどの有害物質（健康項目）による汚濁は著しく改善され、全国的にほぼ問題のない状況になっています。
- 一方、利水上の障害などをもたらす有機汚濁の代表的指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）・COD（化学的酸素要求量）等の生活環境項目に係る環境基準については、平成17年度（2005年度）の達成率は湯水による河川流量の減少等の影響で前年度に比べて低下したものの、長期的に見れば上昇傾向にあります。しかし、湖沼や内湾等の閉鎖性水域においては、十分な達成率とは言えず、更なる改善努力が必要な状況です。
- 閉鎖性海域における水環境の一層の改善を推進するため、平成21年度を目標年度として、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に係る指定地域において公共用水域に排出される水の汚濁負荷量について、COD（化学的酸素要求量）、窒素含有量及びりん含有量のそれぞれについての削減目標量が定められています。

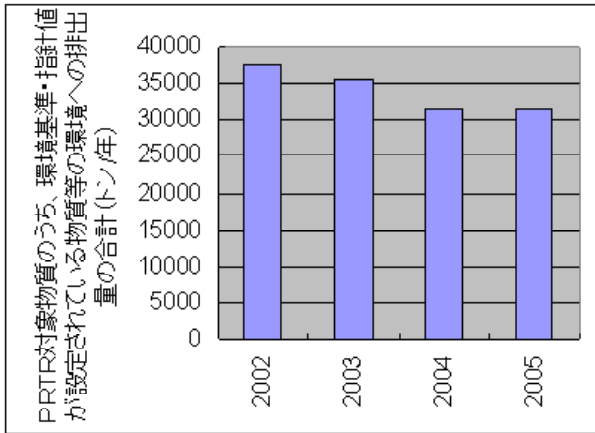
(参考) 指定水域別・指定項目別の削減目標量 (単位: トン/日)

| 指定水域 | 指定項目 | 削減目標量(平成21年度における量) | (参考)平成16年度における量 |
|---------------|-------|--------------------|-----------------|
| | | (トン/日) | (トン/日) |
| 東京湾 | COD | 193 | 211 |
| | 窒素含有量 | 199 | 208 |
| | りん含有量 | 13.9 | 15.3 |
| 伊勢湾 | COD | 167 | 186 |
| | 窒素含有量 | 123 | 129 |
| | りん含有量 | 9.6 | 10.8 |
| 瀬戸内海 (大阪湾) | COD | 537(133) | 561(144) |
| | 窒素含有量 | 465(116) | 476(121) |
| | りん含有量 | 29.5(7.5) | 30.6(8.2) |

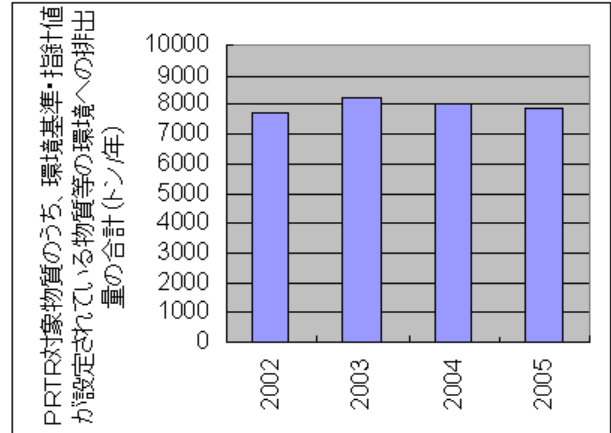
※ BOD（生物化学的酸素要求量）についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、COD（化学的酸素要求量）についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用しています。

⑤ 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組の概況

PRTR対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量【大気】



PRTR対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量【公共用水域】



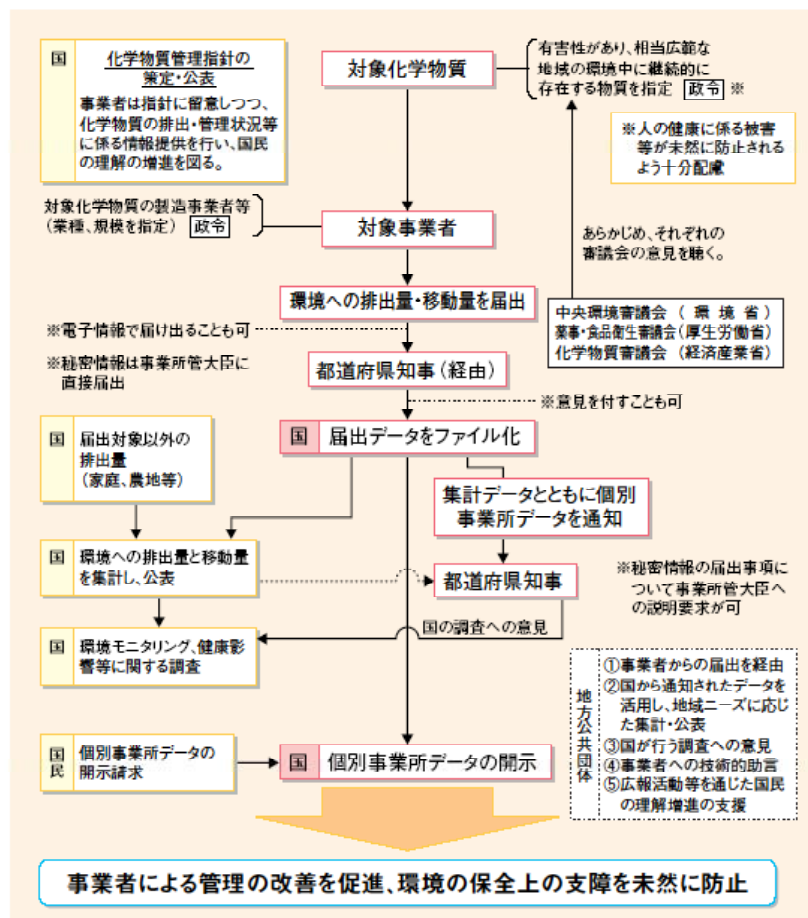
- PRTR対象物質のうち環境基準・指針値が設定されている物質について排出量を合計したところ、平成17年度（2005年度）における大気への排出量は約31,600トン、公共用水域への排出量は約7,900トンという状況となりました。

（参考）

PRTR制度（化学物質排出移動量届出制度）により、有害性のある多種多様な化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、廃棄物等に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計されています。

その際、環境基準・指針値が設定されている物質等の変更に伴い、排出量が増えていること、平成15年度から対象事業者の取扱量の要件が5トン以上から1トン以上に引き下げられ、対象事業者数が変化していることに留意する必要があります。

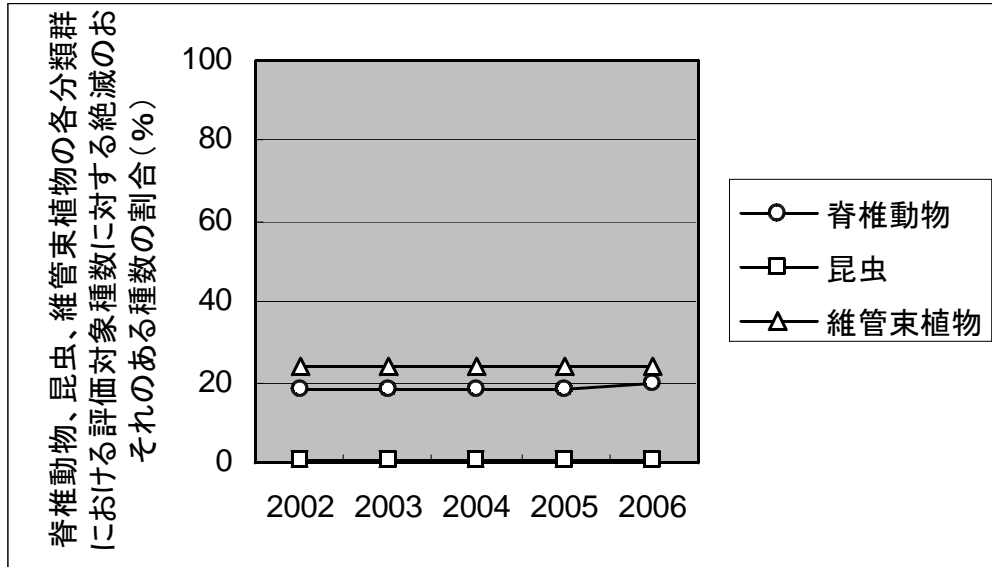
化学物質の排出量の把握等の措置 (PRTR) の実施の手順



出典) 平成19年版環境・循環型社会白書

⑥ 生物多様性の保全のための取組の概況

脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合



○ 平成18年12月のレッドリストの一部改訂により、絶滅のおそれのある脊椎動物の種は、評価対象種の19.7%となりました。

(参考)

絶滅のおそれのある野生生物の種を「哺乳類」「鳥類」等の分類群ごとに取りまとめたレッドリストでは、種の絶滅のおそれの高い順に「絶滅危惧ⅠA類」「絶滅危惧ⅠB類」「絶滅危惧Ⅱ類」「準絶滅危惧」の категорияに分類しています。

日本に生息・生育する爬虫類、両生類の3割強、哺乳類、汽水・淡水魚類、維管束植物の2割強、鳥類の1割強に当たる種が、絶滅のおそれのある種に分類されています。

- ・絶滅：我が国では既に絶滅したと考えられる種
- ・野生絶滅：飼育・栽培下でのみ存続している種
- ・絶滅危惧Ⅰ類：絶滅の危機に瀕している種
- ・絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危険が増大している種
- ・準絶滅危惧：存続基盤が脆弱な種
- ・絶滅のおそれのある地域個体群：地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

(平成18年12月現在)

| 分類群 | 評価対象種数 | 絶滅 | 野生絶滅 | 絶滅のおそれのある種 | | 準絶滅危惧Ⅱ類 | 情報不足 | 絶滅のおそれのある地域個体群 | 掲載種数合計 | | |
|-------|----------|---------|--------|----------------|----------------|-----------------------|------|----------------|--------|-------|-------|
| | | | | 絶滅危惧ⅠA類 | 絶滅危惧ⅠB類 | | | | | | |
| 動物 | 哺乳類 | 約200 | 4 | 0 | 48 32 12 | 20 | 16 | 16 | 9 | 12 | 89 |
| | 鳥類 | 約700 | 13 | 1 | 92 53 21 | 32 | 39 | 18 | 17 | 2 | 143 |
| | 爬虫類 | 98 | 0 | 0 | 31 13 3 | 10 | 18 | 17 | 5 | 3 | 56 |
| | 両生類 | 62 | 0 | 0 | 21 10 1 | 9 | 11 | 14 | 1 | 0 | 36 |
| | 汽水・淡水魚類 | 約300 | 3 | 0 | 76 58 29 | 29 | 18 | 12 | 5 | 12 | 108 |
| | 昆虫類 | 約30,000 | 2 | 0 | 171 89 | 82 | 161 | 88 | 3 | 3 | 425 |
| | 貝類 | 約1,000 | 25 | 0 | 251 86 | 165 | 201 | 71 | 5 | 5 | 553 |
| | クモ類・甲殻類等 | 約4,200 | 0 | 1 | 56 17 | 39 | 40 | 39 | 0 | 0 | 136 |
| | 動物小計 | | 47 | 2 | 746 358 | 388 | 479 | 234 | 38 | 38 | 1546 |
| | 植物等 | 維管束植物 | 約7,000 | 20 | 5 | 1,665 1,044 564 | 480 | 621 | 145 | 52 | — |
| 蘚苔類 | | 約1,800 | 0 | 0 | 180 110 | 70 | 4 | 54 | — | — | 238 |
| 藻類 | | 約5,500 | 5 | 1 | 41 35 | 6 | 24 | 0 | — | — | 71 |
| 地衣類 | | 約1,000 | 3 | 0 | 45 22 | 23 | 17 | 17 | — | — | 82 |
| 菌類 | | 約16,500 | 27 | 1 | 63 53 | 10 | — | — | — | — | 91 |
| 植物等小計 | | | 55 | 7 | 1,994 1,264 | 730 | 190 | 123 | — | — | 2,369 |
| 合計 | | 102 | 9 | 2,740 1,622 | 1,118 | 669 | 357 | 38 | 38 | 3,915 | |

注1：動物の評価対象種数(亜種等を含む)は『日本産野生生物目録(環境庁編 1993, 1995, 1998)』等による。
 注2：維管束植物の評価対象種数(亜種等を含む)は植物分類学会の集計による。
 注3：蘚苔類、藻類、地衣類、菌類の評価対象種数(亜種等を含む)は環境省調査による。
 注4：—は未検討。

出典) 平成19年版環境・循環型社会白書

1. 各府省における環境配慮の方針に係る取組状況

環境配慮の方針については、環境基本計画を踏まえ、策定する府省等が増加し、平成17年度以降はすべての府省等において策定され、当該方針に基づいて環境保全施策が推進されるようになりました。このように行政活動への環境配慮の織り込みが定着しつつあることは評価できます。

また、環境配慮の方針が対象としている範囲についてみると、「通常の経済活動の主体としての活動分野」はすべての府省等が範囲としています。これに加え13府省等では「環境に関わる政策分野」も環境配慮の方針の対象としており、環境配慮を一層促進する観点から、すべての府省等が当該分野も対象としていくことが必要であると考えます。

一方、環境配慮の方針の進捗状況についての点検の仕組み、点検結果の公表、点検結果を施策等に反映させる仕組みについてみると、方針上これらが明文化されていない府省等があり、さらに点検結果を施策等に反映させる仕組みが明文上も事実上もないところもあります。

このような環境配慮の方針の進捗状況についての点検の実施に当たっては、各方針に指標や数値目標を設定することが重要であると考えられますが、その設定の充実度についてみると、府省等によって大きな開きがあり、今後の大きな課題と言えます。

さらに、効果的・効率的に環境配慮の方針の推進を図るために、PDCAサイクルに基づく仕組みを一層進めることが望まれます。

| | |
|-----------------------------------|--|
| 調査対象とした関係府省等 | 16府省等 (内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省) |
| 「環境配慮の方針」の策定状況 | 調査を行ったすべての府省等で策定。 ※策定府省等の推移 平成14年度:5省等 平成15年度:11府省等 平成16年度:15府省等 平成17年度:16府省等 |
| 「環境配慮の方針」が対象としている範囲 | ・調査を行ったすべての府省等が「通常の経済活動の主体としての活動分野」を対象としている。 ・13府省等が「環境に関わる政策分野」も対象としている。 |
| 「環境配慮の方針」の進捗状況についての点検の仕組み | ・14府省等で点検の仕組みを明文化している。 ・1省は明文の規定はないが、事実上点検を実施している。 |
| 「環境配慮の方針」の進捗状況についての点検結果の公表 | ・10府省等が点検結果の公表を明文化している。 ・5省等が明文の規定はないが、事実上公表している。 |
| 点検結果を施策等に反映させる仕組み | ・11府省等で点検結果を施策等の見直し、改善等に反映させる仕組みを明文化している。 ・3省等は点検結果を反映させる明文の規定はないが、事実上反映させている。 |
| 「環境配慮の方針」の進捗状況についての平成19年度点検(注)の実施 | ・調査を行ったすべての府省等が自主的な点検を実施予定。 ・5省は実施済み。 |

(注)主に平成18年度における進捗状況を点検するために平成19年度に行われるもの

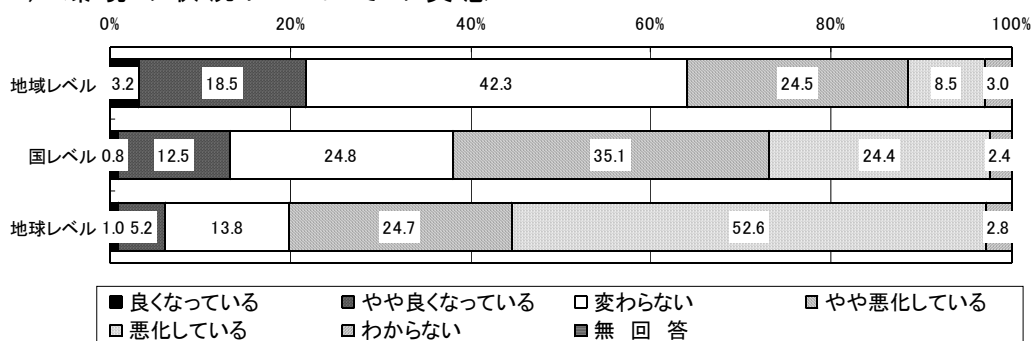
2. 各主体の状況

環境問題の解決には、国民、事業者、民間団体、地方公共団体等の各主体の果たすべき役割は大きく、積極的な行動が期待されます。各主体へのアンケート調査や地方ヒアリングから、次のような課題や傾向が明らかになっており、今後は、これらを踏まえて、各主体のより積極的な環境保全行動を促すような施策を講じる必要があります。

- 現在の環境の状況について、地域・国・地球レベルのいずれにおいても悪化していると実感している国民が多くなっており、地域より国、国より地球レベルでの環境の悪化を実感する率が高くなっています（図1）。

このことは、現在関心のある環境問題を選択してもらった（複数選択可）ところ、最も関心が高い項目は「地球温暖化」（91%）、次いで「オゾン層の破壊」（65%）との結果となっており、地球規模での環境問題に関心が高いことが反映されていると考えられます。

（図1）環境の状況についての実感

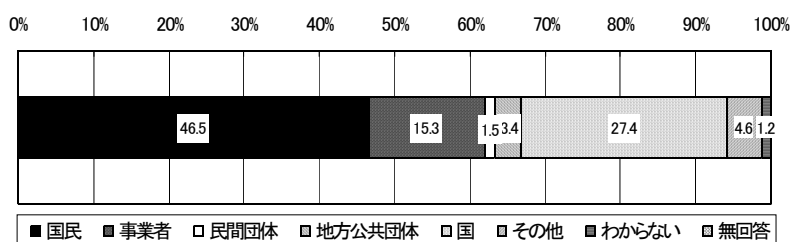


出典）環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成18年度調査、環境省）

- また、環境保全に重要な役割を担う主体は国民であると考えている人は、4割を超えています（図2）。

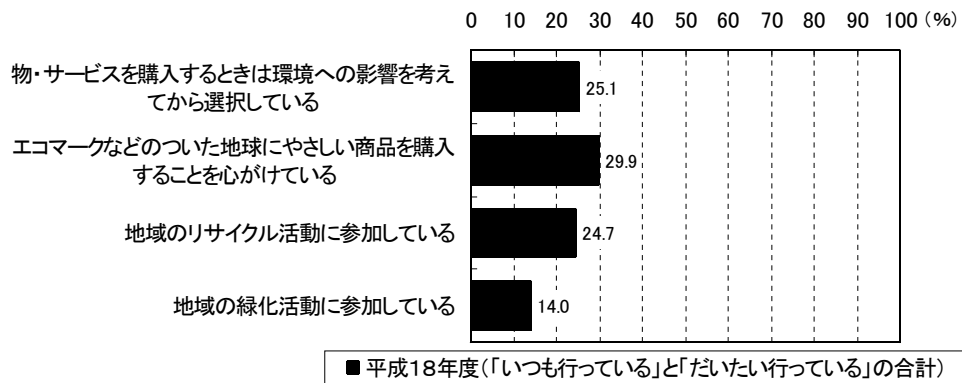
しかしながら、グリーン購入や環境保全活動への参加などの具体的な行動の実施状況は低いままであり（図3）、また、環境保全活動を行う民間団体へ参加した経験のある者のうち「環境保全を目的とした署名活動に協力したことがある」（26%）「環境保全を目的として、金銭や物品の寄付をしたことがある」（23%）といった、間接的な環境保全活動への参加についても十分とはいえず、国民の危機感や責任感を具体的な行動につなげるための施策の検討が必要です。

（図2）環境の保全に重要な役割を担うもの



出典）環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成18年度調査、環境省）

(図3) 環境保全行動の実践状況

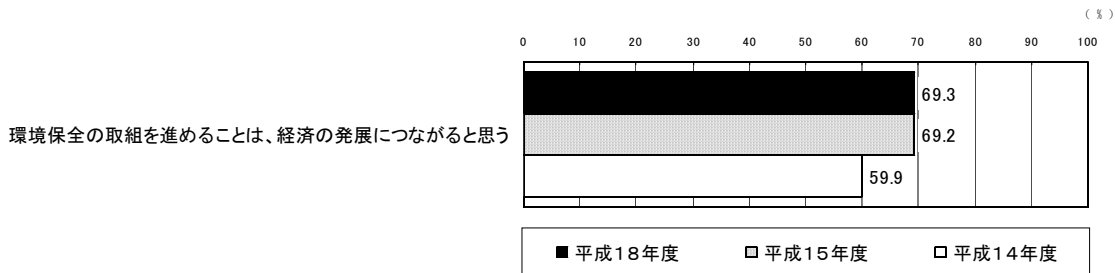


出典) 環境にやさしいライフスタイル実態調査 (平成18年度調査、環境省)

○ 国民の約7割が環境保全に取り組むことが経済発展につながるという認識を持ち(図4)、事業者の環境ビジネスに対する関心も高い状況にあります(図5)。

今後とも、このような国民や事業者の意識を踏まえ、環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境を改善するという「環境と経済の好循環」を生み出していく必要があります。

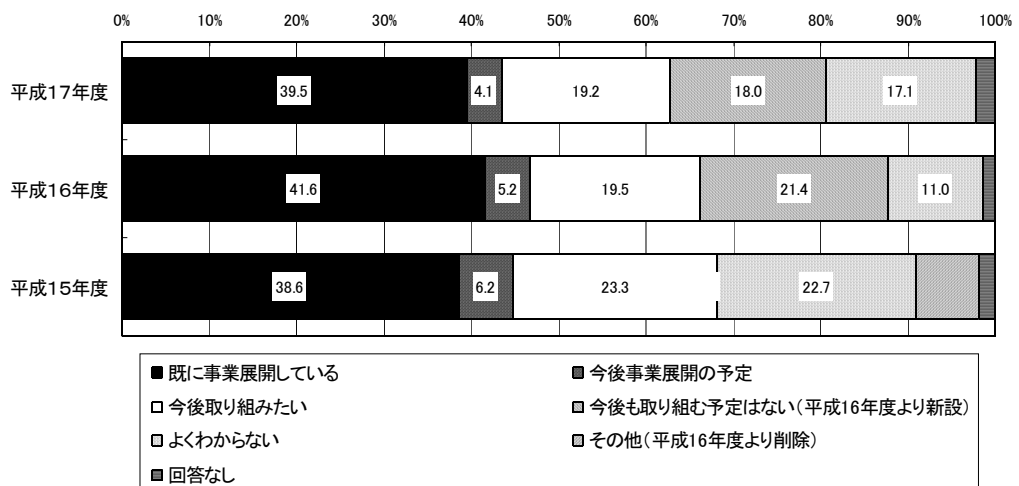
(図4) 環境問題に対する考え方



※ 「大変そう思う」と「ややそう思う」の合計

出典) 環境にやさしいライフスタイル実態調査 (平成18年度調査、環境省)

(図5) 環境ビジネスの位置付け

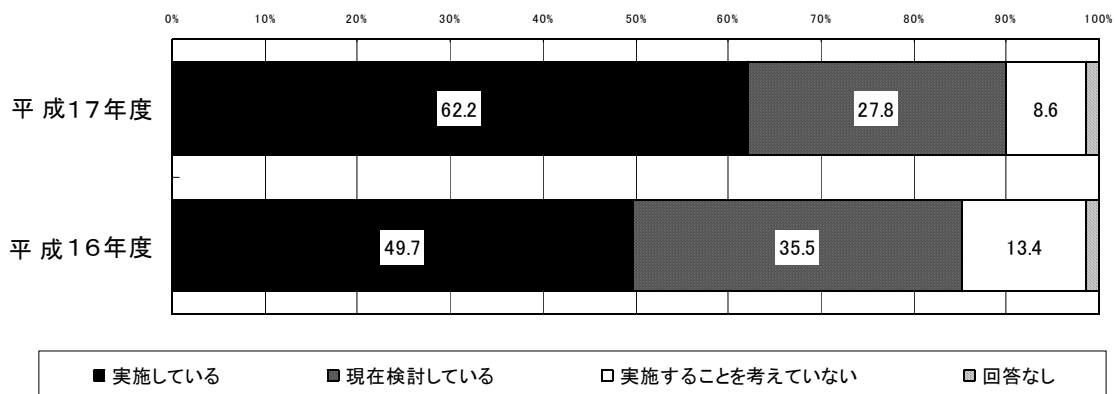


出典) 環境にやさしい企業行動調査 (平成17年度調査、環境省)

○ CSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任) を意識した企業経営に既に取り組んでいる企業が多く、関心も高くなっています (図6)。

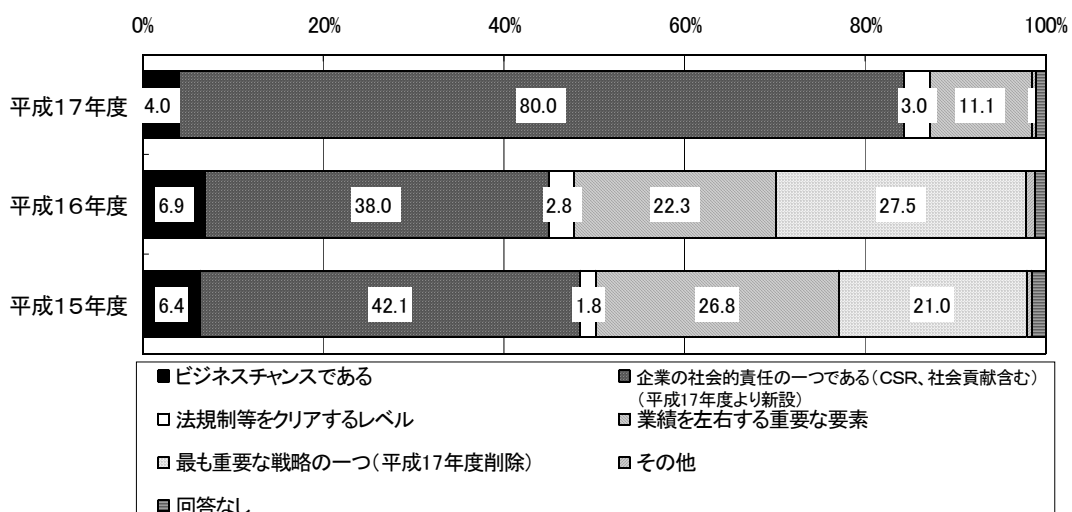
また、環境への配慮はCSR活動の重要な要因として考えられており (図7)、このような動きを持続可能な社会の構築に活かしていく必要があります。

(図6) CSRを意識した企業経営の状況



出典) 環境にやさしい企業行動調査 (平成17年度調査、環境省)

(図7) 事業者の環境に対する考え方



注) 平成15年度、16年度のグラフは平成17年度と選択肢が違っているが参考のため掲載している

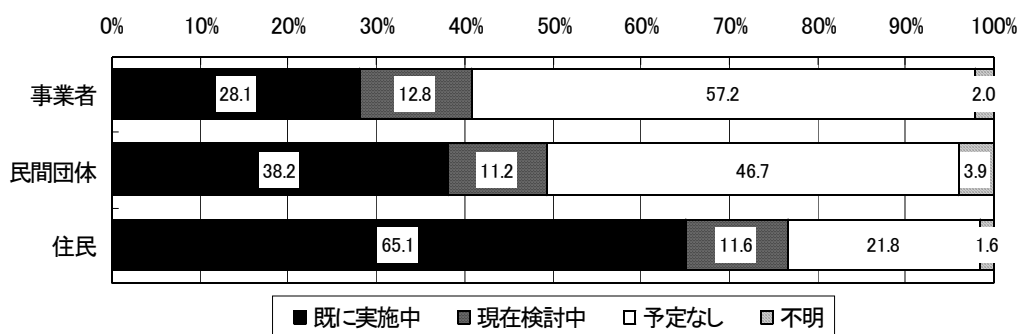
出典) 環境にやさしい企業行動調査 (平成17年度調査、環境省)

○ 地方ヒアリングでは、事業者、民間団体、住民と地方公共団体との連携・協働による活動について数多くの報告を受けました。しかしながら、事業者、民間団体との連携・協働に取り組んでいる地方公共団体の割合は増加しているものの未だ半数以下です（図8）。

また、行政からのサポートを求める民間団体からの意見もありましたが、実際に支援・育成を実施している地方公共団体は少ない結果となっています（図9）。

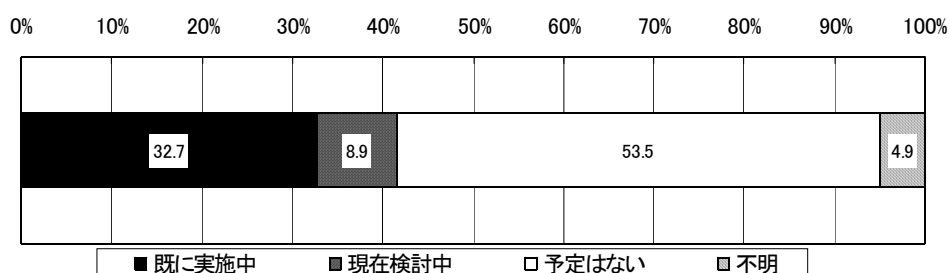
このため、パートナーシップ社会の構築に向けて事業者や民間団体等との一層の連携・協働や民間団体等への具体的な支援を促進する必要があります。さらに、地域の実情を踏まえた枠組みづくりなど国の対応を期待する意見もありました。

（図8）事業者・民間団体・住民との連携・協働の実施状況



出典) 環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査
(平成18年度調査、環境省)

（図9）民間団体の支援・育成の実施状況



出典) 環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査
(平成18年度調査、環境省)

○ 以上を踏まえますと、高まる国民や事業者の環境に対する関心を環境保全の取組の実施につなげるため、各主体のパートナーシップの構築に向けた、地域コミュニティの取組を推進する枠組みづくりが有効であると考えられます。

参 考（各調査対象の属性等）

環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」

インターネットを用い、全国の20歳以上の成人男女を対象に、平成19年1月22日～2月22日を調査期間として実施し、1,890人の回答を得た。

回答者属性()内%

| (1)性別 | |
|----------------|---------------|
| 男性 | 女性 |
| 1080 (57.1) | 810 (42.9) |

| (2)年齢別 | | | | | |
|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代以上 |
| 345 (18.3) | 612 (32.4) | 350 (18.5) | 283 (15.) | 166 (8.8) | 134 (7.1) |

| (3)職業別 | | | | | | | |
|-------------|-------------|------------|-------------|---------------|-------------|-------------|-------------|
| 農林漁業 | 商工販売サービス | 自由業 | 会社役員・ | 会社員 | 公務員 | 団体職員 | 学生 |
| 20 (1.1) | 89 (4.7) | 57 (3.) | 36 (1.9) | 740 (39.2) | 79 (4.2) | 30 (1.6) | 66 (3.5) |

| パート・アルバイト | 専業主婦 | 無職 | その他 |
|--------------|--------------|---------------|-------------|
| 162 (8.6) | 360 (19.) | 191 (10.1) | 60 (3.2) |

| (4)地域別 | | | | | | |
|---------------|---------------|-------------|---------------|---------------|--------------|---------------|
| 北海道・東北 | 関東 | 北陸 | 中部 | 近畿 | 中国・四国 | 九州 |
| 198 (10.5) | 618 (32.7) | 78 (4.1) | 241 (12.8) | 392 (20.7) | 151 (8.0) | 212 (11.2) |

| (5)都市規模別 | | | | | |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---|------------|
| 政令指定都市 | 10万人以上 | 10万人未満 | 町 | 村 | 不明 |
| 443 (23.4) | 762 (40.3) | 381 (20.2) | 301 (15.9) | | 3 (0.0) |

環境省「環境にやさしい企業行動調査」

①東京、大阪、名古屋の各証券取引所の1部、2部上場企業2,695社及び②従業員数500人以上の非上場企業及び事業所3,749社、合計6,444社を対象とし、平成18年7月14日～8月11日を調査期間としてアンケート調査を実施した。

※ 従業員500人以上の非上場企業及び事業所には、上記①以外の証券取引所上場企業、生協、農協、医療法人、公益法人等は含まれるが、学校法人、宗教法人、一部の組合(企業組合、商工組合等)は、対象から外した。以下この報告書では便宜上、上記①を「上場企業」、②を「非上場企業」とする。

○有効回収数 上場企業 1,213件 非上場企業 1,478件 合計 2,691件

○有効回収率 上場企業 45.0% 非上場企業 39.4% 合計 41.8%

環境省「環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査」

すべての地方公共団体すなわち1,886団体(47都道府県、15政令指定都市、東京都23特別区及び1,801市町村)を対象として、平成19年1月22日～2月9日を調査期間として調査票を郵送発送・回収するアンケート形式により調査を実施した。期間内に1,457団体から回答が寄せられた(有効回収率:77.3%)。

| 総数 | 全体 | 都道府県 | 政令指定都市 | 市区町村 |
|--------|---------|-------|--------|---------|
| 発送数 | 1,886団体 | 47団体 | 15団体 | 1,824団体 |
| 有効回収数 | 1,457団体 | 39団体 | 12団体 | 1,406団体 |
| 有効回収率 | 77.3% | 83.0% | 80.0% | 77.1% |
| 回収構成比率 | 100.0% | 2.6% | 0.8% | 96.5% |

Ⅲ－１ 重点点検分野の点検

１．都市における良好な大気環境の確保に関する取組

都市の活動に起因する大気環境問題としては、これまでは、主として自動車に起因する大気汚染問題、騒音問題などが課題となっていました。都市での活動の増大と過密化により熱環境の悪化（ヒートアイランド現象）も生活環境に影響を及ぼす深刻な問題となってきました。また、都市におけるエネルギー消費の増大は地球温暖化にもつながることにも目を向ける必要があります。

第三次環境基本計画においては、都市の構造、交通の形態、街区や建築物の形状などが大気環境の質に影響を与えることを認識し、21世紀最初の四半世紀の社会を見通して、健康で快適な都市の生活環境が確保されることを中長期的な目標としています。

- 大気汚染物質のうちSO₂、COは、ほぼ環境基準を達成しております。
- SPM、NO₂については、全体として改善傾向にあるものの、大都市地域において、環境基準を達成していない地域が依然として存在しています。
- 一方、Oxについては環境基準達成率はわずか0.3%であり、依然として低い水準となっています。

（参考）「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」分野に関する指標（抄）

| 取組推進に向けた指標等の名称 | 指標等の値(特段の注記がなければ年度データ) | | | | | 環境基本計画上の目標等 |
|-----------------------------------|--------------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------------|--------------------------|-------------|
| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | |
| 大気汚染に係る環境基準達成率 (全国、大都市) | 【SO ₂ (一般局)】 (%) | 99.8 | 99.7 | 99.9 | 99.7 | - |
| | 【SO ₂ (自排局)】 (%) | 99.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | - |
| | 【CO (一般局)】 (%) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | - |
| | 【CO (自排局)】 (%) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | - |
| | 【SPM (一般局)】 (%) | 52.5 (全国) 50.7 (対策地域) | 92.8 (全国) 83.0 (対策地域) | 98.5 (全国) 99.1 (対策地域) | 96.4 (全国) 96.0 (対策地域) | - |
| | 【SPM (自排局)】 (%) | 34.3 (全国) 24.7 (対策地域) | 77.2 (全国) 61.9 (対策地域) | 96.1 (全国) 96.1 (対策地域) | 93.7 (全国) 92.8 (対策地域) | - |
| | 【NO ₂ (一般局)】 (%) | 99.1 (全国) 97.1 (対策地域) | 99.9 (全国) 99.8 (対策地域) | 100.0 (全国) 100.0 (対策地域) | 99.9 (全国) 99.8 (対策地域) | - |
| | 【NO ₂ (自排局)】 (%) | 83.5 (全国) 69.3 (対策地域) | 85.7 (全国) 76.4 (対策地域) | 89.2 (全国) 81.1 (対策地域) | 91.3 (全国) 85.1 (対策地域) | - |
| | 【Ox (一般局・自排局)】 (%) | 0.5 | 0.3 | 0.2 | 0.3 | - |
| 都市域における年間の 30℃超高温時間数・ 熱帯夜日数 | 【30℃超】 (h) | 452 | 211 | 474 | 350 | 214 |
| | 【熱帯夜日数】 (日) | 41 | 22 | 50 | 37 | 25 |

重点調査事項①：環境的に持続可能な交通システム実現のための取組

都市における大気汚染及び交通騒音について、環境基準の達成を確実なものとするとともに、地球温暖化の防止にも寄与することを併せて目指す観点から、

- a) 交通流円滑化のための施策の現状と公共交通利用促進のための経済的手法を含めた具体的実現手法の課題
 - b) 物流のグリーン化を推進するための関連施策の現状と課題
- について、調査を実施しました。

①環境基本計画における施策の基本的方向

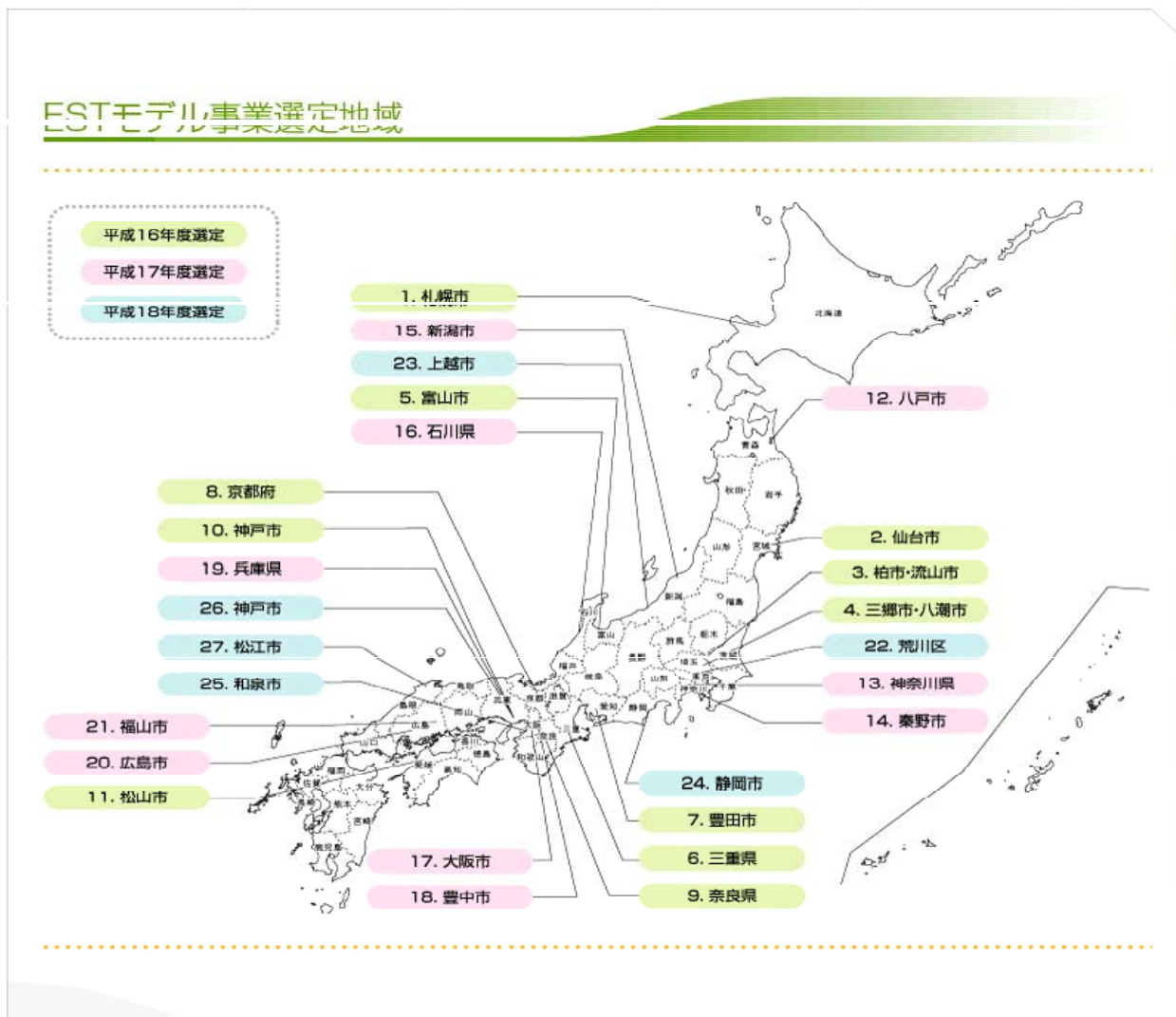
- 都市活動に起因する大気環境問題には、大気汚染、騒音、熱環境（ヒートアイランド現象）、地球温暖化と現象としては様々ですが、こうした問題を改善するための方向性や対策はその多くが共通したものです。
そのため、基本的な施策の方向性として、これら諸問題を改善するための施策は、都市における大気環境に係る問題が相互に関連するものであることに十分留意し、関係者間で連携して様々な施策を総合的、計画的に推進していくこととされています。
- 環境的に持続可能な都市・交通システムの実現を目指していく上で、環境負荷を小さくするための都市における空間の利用や水と緑とのかかわりの在り方の観点から積極的に取組を進めることとされています。

②主な取組状況等

《交通流円滑化のための施策の状況》

- 警察庁、国土交通省、環境省が連携して環境的に持続可能な交通（EST）の実現のための支援を実施しています。平成18年度においては、全国で21か所のモデル事業が実施されており、平成19年度は27か所のモデル地域において、事業が実施されます。
- 環状道路等幹線道路ネットワークの整備、交差点改良等の道路構造の改善、公共交通機関の利用を促進するための都市の基盤整備、自動車交通需要の調整、高度道路交通システム（ITS）、信号機の高度化等交通安全施設等の整備などの交通流の円滑化対策が行われています。

- 各都市圏において、環境負荷軽減を政策目標に掲げる戦略的な都市交通施策を促進するために、総合都市交通体系調査の手引きが策定されています。



出典)EST普及推進委員会HP <http://www.estfukyu.jp/chihojichitai.html>

《物流のグリーン化を推進するための関連施策の状況》

- 荷主企業と物流事業者が協働で行うCO₂排出量削減の取組を支援するため、グリーン物流パートナーシップ会議を通じて、今までになかった先進性のある工夫がみられるモデル事業（平成18年度：14件）とモデル事業を参考にCO₂削減の取組の拡大を目指す普及事業（平成18年度：64件）が認定されています。

グリーン物流パートナーシップ会議: 物流部門でのCO₂の一層の削減を図るため、荷主企業と物流事業者の連携・協働（パートナーシップ）により、物流システムの改善に向けた施策の幅を広げ、中小企業を含めた裾野の広い取組拡大を図るため、平成17年4月に正式発足した会議体。荷主企業、物流事業者、地方公共団体、シンクタンク、有識者など2,700を超える会員登録がある（平成19年4月現在）。

③今後の展望

《公共交通利用促進のための経済的手法を含めた具体的実現手法の課題と方向性》

- 環境的に持続可能な交通(EST)は、具体的な効果の検証が順次実施されていく予定ですが、「公共交通機関の利用促進」や「自動車交通需要の調整」等につながると言えることから、環境的に持続可能な交通を目指し、更に全国へ普及させていくことが望まれます。

平成19年度においては、平成18年度に引き続き、全国27か所のモデル地域において、関係省庁と連携のもと事業を実施していくことが今後の方向性として挙げられます。

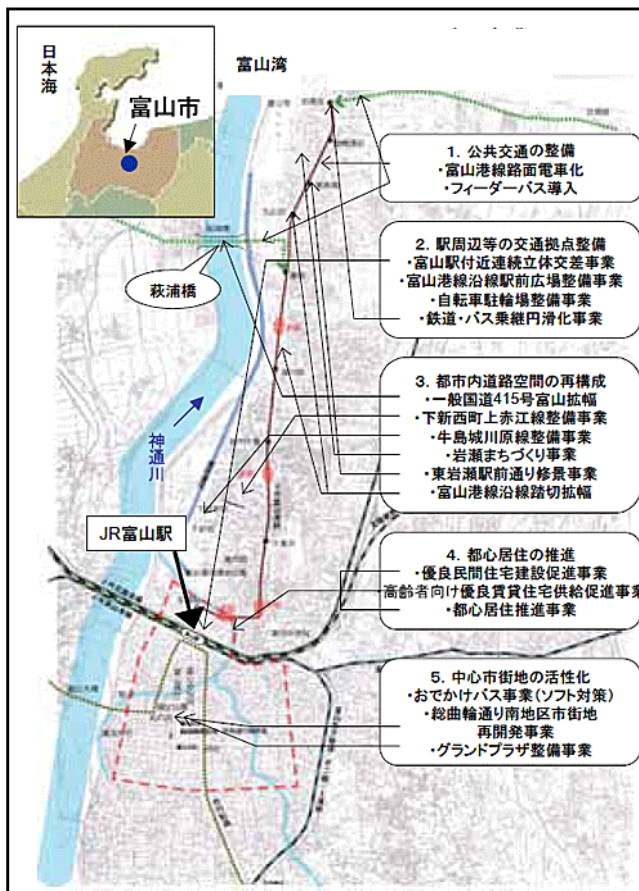
(参考)ESTモデル事業地域における効果の検証 富山市(富山県):LRTの導入を契機としたコンパクトシティ型EST

●概要

既設鉄道線の廃止を契機に、高サービスのLRTを郊外部と中心市街地間の新たな軸として導入するとともに、郊外部での端末でシャトルバスの運行を行い、総合的に市街地に向かう自動車交通の削減を目指している。更に、都心での居住の再促進のために既設の路面電車網の環状線化、中心地居住補助金の導入など交通と居住策の両立によりコンパクトシティ形成によるESTの実現を図るものである。

●実施の効果

- ・交通移動の変化
 - :自動車からLRTへの転換 平均613人/日
 - :自動車からフィーダーバスへの転換 83人/日
 - :都心居住 人口減少の抑制人数 389人
 - :速度改善 25.07km/h⇒25.67km/h
- ・地球温暖化対策の進捗
 - :LRTへの転換によるCO₂削減量 95t-CO₂/年間
 - :転換による道路速度改善によるCO₂削減量 341t-CO₂/年間



出典) 富山市環境行動計画モデル事業報告書

《物流のグリーン化を推進するための関連施策の方向性》

- グリーン物流パートナーシップ会議を通じ、荷主企業と物流事業者が協働で行うCO₂排出量削減の取組が促進されていますが、さらに、平成19年度からは物流のパートナーシップを構築する時点で発生する問題点・対応策の調査に対して支援を行うソフト支援事業を創設し、プロジェクトの成熟度に合わせてきめ細かい対応ができるよう支援策の拡充が図られました。

グリーン物流パートナーシップ推進事業を通じた、CO₂削減等の環境負荷軽減効果も確認されており、今後も引き続き、環境負荷の小さい物流体系の構築に向けた、具体的な事業が形成されることが期待されます。

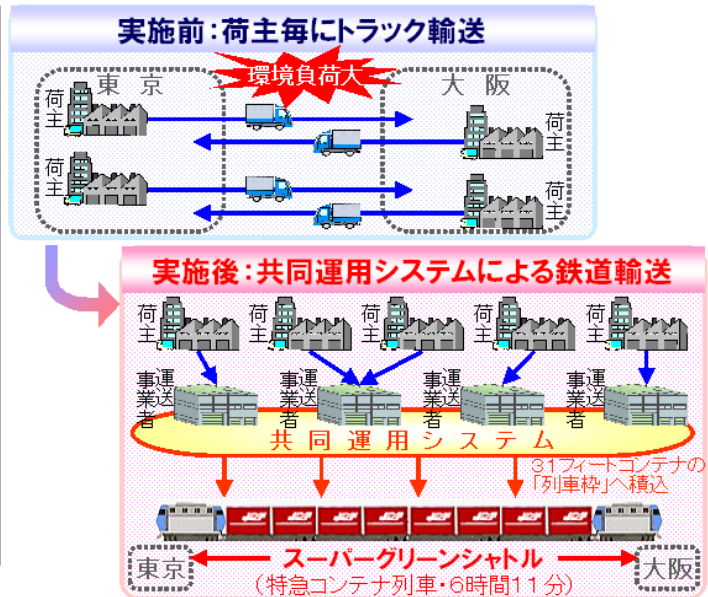
グリーン物流パートナーシップ推進決定事業の事例紹介 ～平成18年12月国土交通大臣表彰受賞～



- 31フィートコンテナ共同利用方式による「**スーパーグリーン・シャトル列車**」計画。
- JR貨物と鉄道利用運送事業者による共同プロジェクト。
(日本貨物鉄道(株)、日本通運(株)、全国通運(株)、(社)全国通運連盟が参加)

- シャトル列車を設定し、鉄道利用運送業界がチャーター。
【区間】
東京貨物ターミナル駅～安治川口駅(大阪)
⇒ 物流の大動脈である**二大都市圏間**
【ダイヤ】
夜間発・早朝着
⇒ **朝一番の配達**が可能
- 関係業界の連携により鉄道コンテナ輸送の運用方法を改善。**中小企業の幅広い参加**が可能。
⇒ **モーダルシフトの普及拡大**に向けた仕組みを構築
- 事業費：534.6百万円(国費：100百万円)

◎ **CO₂削減量 6,100トン/年**
(7,500トン/年→1,400トン/年(実績))
◎ **CO₂削減率 81.3%**



重点調査事項②：ヒートアイランド対策のための取組

都市の熱環境（ヒートアイランド現象）の改善を効果的に推進する観点から、

- a) 地表面被覆の改善（緑化推進、緑地保全、屋上・壁面緑化等）
 - b) 都市形態の改善（都市計画制度の活用推進、地域冷暖房施設の普及促進等）
- について、調査を実施しました。

①環境基本計画における施策の基本的方向

- 都市活動に起因する大気環境問題には、大気汚染、騒音、熱環境（ヒートアイランド現象）、地球温暖化と現象としては様々ですが、こうした問題を改善するための方向性や対策はその多くが共通したものです。

そのため、基本的な施策の方向性として、これら諸問題を改善するための施策は、都市における大気環境に係る問題が相互に関連するものであることに十分留意し、関係者間で連携して様々な施策を総合的、計画的に推進することとされています。

- 人工排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、ライフスタイルの改善などの取組を総合的に推進します。また観測・監視体制の強化に努めるとともに、ヒートアイランド現象に関する調査研究も推進することとされています。

②主な取組状況等

- ヒートアイランド対策大綱に基づき、人工排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、ライフスタイルの改善の四つを柱とするヒートアイランド対策の推進が図られています。また、ヒートアイランド対策関係府省連絡会議において、同大綱に盛り込まれた対策等の進捗状況に関する点検によると、大綱に示された施策については全般にわたって進展が見られたという結果が出ています。

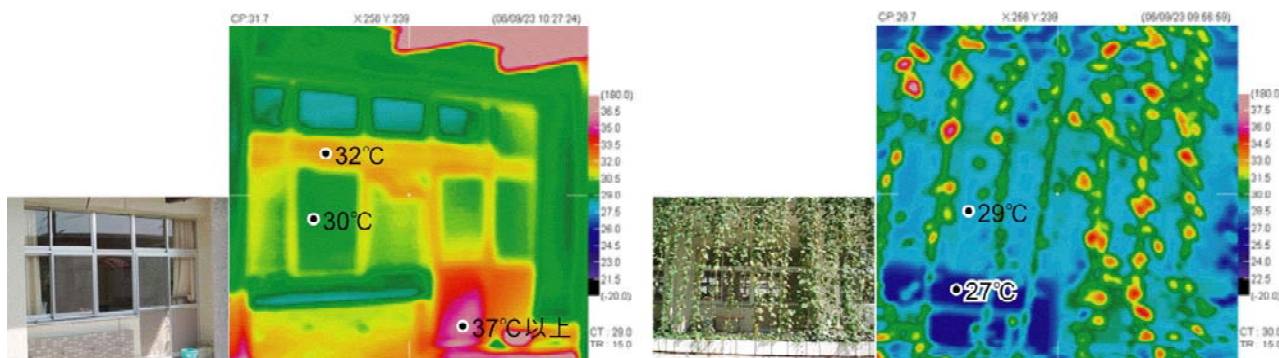
ヒートアイランド対策大綱：平成16年3月、内閣官房、警察庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省で構成されるヒートアイランド対策関係府省連絡会議において、ヒートアイランド対策に関する国、地方公共団体、事業者、住民等の取組を適切に推進するため、基本方針を示すとともに、実施すべき具体の対策を体系的にとりまとめたもの。

- さらに、関連する調査研究として、ヒートアイランド現象の実態や環境への影響に関する調査観測や、熱中症の予防情報の提供とモニタリングが継続的に実施されています。また、皇居や新宿御苑等都市内の緑地の調査・観測、大気との接触水面の拡大や地下湧水・地下熱の利用など環境技術を活用したヒートアイランド対策の検証が実施されています。

《地表面被覆の改善状況（緑化推進、緑地保全、屋上・壁面緑化等）》

- 学校施設のエコ改修の一環で屋上・壁面緑化等が実施されています。平成17年度9校、平成18年度は6校がモデル校として採択されています。

（参考）学校エコ改修・壁面緑化例（平成17年度採択事業）



南西面の壁面・開口部の表面温度分布(緑化なし)

南西面の壁面・開口部の表面温度分布(緑化あり)

- 市町村による、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）の策定を推進し、都市公園事業や緑地保全事業等の一体的実施、道路・河川等との事業間連携、民間事業者が行う緑化等との協働により、総合的、計画的に緑とオープンスペースの確保が図られています。緑が少ない市街地では、民間建築物の屋上、空き地など敷地内における緑化施設の整備にあたり、その計画を市町村長が認定し、固定資産税の軽減を図る緑化施設整備認定制度等の活用により、緑化の推進が図られています。
- 下水道事業を通して、下水道の持つ施設空間の緑化、下水処理水の有効利用を図るとともに、雨水及び開水路等の施設を活用し、水と緑のネットワーク形成への取組が推進されています。

（参考）「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」分野に関する指標（抄）

| 取組推進に向けた指標等の名称 | 指標等の値(特段の注記がなければ年度データ) | | | | 環境基本計画上の目標等 | 環境基本計画以外の目標等(参考) |
|--------------------|------------------------|------|------|------|-------------|---|
| | H14 | H15 | H16 | H17 | | |
| 都市域における水と緑の公的空間確保量 | 12 m ² /人 | 約2%増 | 約4%増 | 約7%増 | — | 約1割増 【H19年度においてH14年度比】 (社会資本整備重点計画) |

《都市形態の改善状況（都市計画制度の活用推進、地域冷暖房施設の普及促進等）》

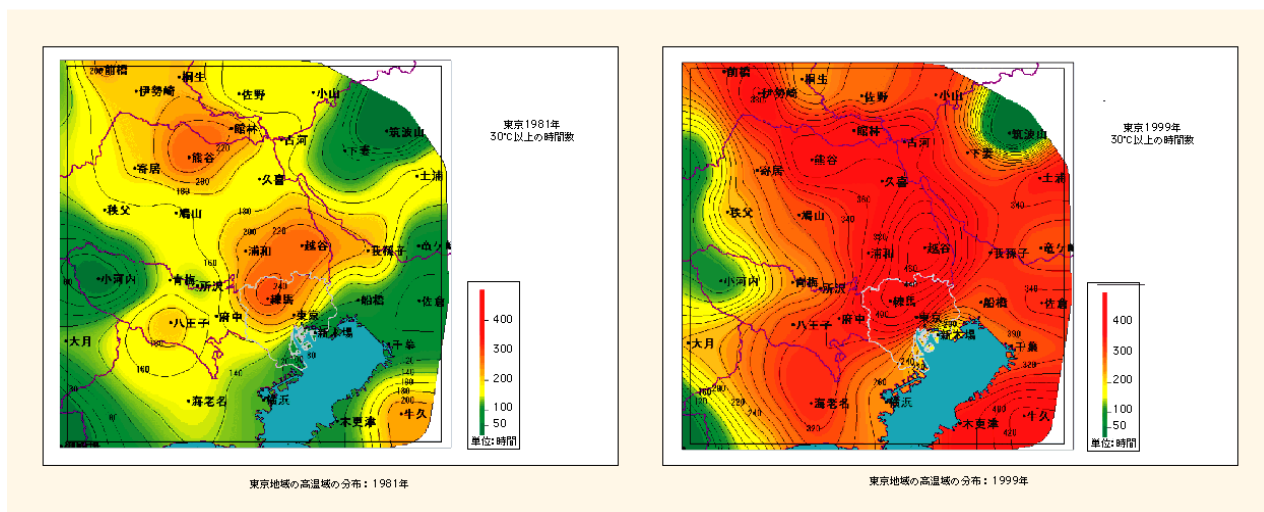
- クールシティ推進事業としてヒートアイランド現象の実態把握及び環境影響の調査が実施されています。また、全国の都市における効率的なヒートアイランド対策の推進を支援するため、対策の効果を具体的に評価する手法の検討を進めるとともに、都市ごとのヒートアイランド対策に応じた方向性を示す指針が新たに作成されます。
- また、都市における空間の利用に当たり、環境負荷の小さな都市の構築に向けた都市計画制度の活用推進等を図っています。
- 併せて、各種支援制度を通じ、次の取組が推進されています。
 - ・ ヒートアイランド現象の顕著な街区における、施設緑化や保水性建材、高反射性塗装などの複数のヒートアイランド対策技術を組み合わせた一体的な取組
 - ・ 地域に応じた集約型都市構造に向けたCO₂排出量削減シミュレーション等
 - ・ 多くの都市開発が予想される都市再生緊急整備地域内における、都市開発と一体的に環境負荷の削減を行うことによる効果的・効率的な都市環境の改善
 - ・ 気象等による影響が少なく、外気に比べて水温が安定している下水及び下水処理水等温度差エネルギー及び排熱等を活用した高効率機器による冷暖房の導入
 - ・ 環境性に優れた地域冷暖房施設の整備

(参考) 「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」分野に関する指標(抄)(再掲)

| 取組推進に向けた指標等の名称 | 指標等の値(特段の注記がなければ年度データ) | | | | | 環境基本計画上の目標等 | |
|---------------------------|------------------------|-----|-----|-----|-----|-------------|---|
| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | | |
| 都市域における年間の30℃超高温時間数・熱帯夜日数 | 【30℃超】(h) | 452 | 211 | 474 | 350 | 214 | - |
| | 【熱帯夜日数】(日) | 41 | 22 | 50 | 37 | 25 | - |

(参考)「東京地域の高温域の分布(1981、1999年)」

東京地域の高温域の分布(1981年、1999年)



出典) 平成19年版環境・循環型社会白書

③今後の展望

- 都市活動に起因する大気環境問題を改善するための施策は、都市における大気環境に係る問題が相互に関連するものであり、関係者間で連携して様々な施策を総合的、計画的に推進することが求められます。

しかしながら、主な取組状況等をかんがみますと、ヒートアイランド対策と地球温暖化対策の関連性について正確な理解が得られないことから、より一層、関係者間で連携して様々な施策を総合的、計画的に推進するため、両者の関係性を分かりやすく説明することや、それを踏まえた施策の体系化・重点化を行うことが必要です。

- また、ヒートアイランド現象の実態や環境への影響に関する調査観測が実施されていると評価できますが、ヒートアイランド現象のメカニズムの解明や温度上昇が与える環境影響等については、未だ研究途上と言えます。

さらに、ヒートアイランド対策の効果についての定量的な評価については、知見の蓄積が十分とは言えず、対策の評価方法の確立が今後の検討課題と言えます。

その際、経済面、環境面を勘案した費用対効果を手法間で比較することが必要となります。例えば、屋上緑化を行うことによる水分の蒸発量や蒸散量等、いろいろな評価の仕方が考えられますが、その上で、各取組がどのようにヒートアイランド対策に資するのかについて、定量的に施策の評価ができるような仕組みの構築が求められます。

- 以上を踏まえ、ヒートアイランド対策について国民の理解を深め、各主体による取組の一層の推進を図る観点から、ヒートアイランド現象の緩和に関する指標を分かりやすく示すことなどについて努めていく必要があると言えます。

2. 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組

水質環境基準の人の健康の保護に係る項目については、ほぼ全国的に環境基準が達成されていますが、BOD、COD等の生活環境の保全に係る項目については、特に湖沼や内湾等の閉鎖性水域において改善が十分には進んでおらず、水域によっては貧酸素水塊等が発生し、水利用や水生生物等の生育・生息に障害を生じている状況にあります。

水が、土壌で保水・浄化されつつ、地表水及び地下水として相互にやり取りしながら流れていくことにかんがみれば、今日の水環境の悪化の背景には、汚濁負荷の増加等と並んで水循環の変化が深くかかわっています。

このため、水循環の全体を通じて、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下に共に確保され、水循環の恩恵を享受し、継承できるよう、洪水や渇水等異常時における問題にも留意しつつ、流域全体を捉えて、いわば「流れの視点」から環境保全上健全な水循環の構築に向けた取組を推進することが重要な課題です。

第三次環境基本計画においては、流域ごとの特性に応じ、環境保全上健全な水循環の構築の観点から、水循環に関する課題や目指すべき将来像が設定されるとともに、各主体の協働により、人と身近な水とのふれあいを通じた豊かな地域づくりが行われることを目標としています。

- 水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準はほぼ達成されている状況です。
- 一方、生活環境項目に関する環境基準については、湖沼等の閉鎖性水域における達成率は十分ではなく、更なる改善努力が必要な状況です。

(参考)「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」分野に関する指標(抄)

| 取組推進に向けた指標等の名称 | 指標等の値(特段の注記がなければ年度データ) | | | | 環境基本計画上の目標等 | |
|-----------------------------------|---------------------------|------|------|------|-------------|---|
| | H14 | H15 | H16 | H17 | | |
| 公共用水域及び地下水について水質汚濁に係る環境基準の維持・達成状況 | 【健康項目達成率】 (%) | 99.3 | 99.3 | 99.3 | 99.1 | - |
| | 【BOD・COD達成率】 (%) | 81.7 | 83.8 | 85.2 | 83.4 | - |
| | 【全窒素・全磷(湖沼)達成率】 (%) | 34.6 | 43.0 | 43.9 | 46.6 | - |
| | 【全窒素・全磷(海域)達成率】 (%) | 80.3 | 84.2 | 78.3 | 82.2 | - |
| | 【地下水環境基準達成率(概況調査)】 (%) | 93.3 | 91.8 | 92.2 | 93.7 | - |

重点調査事項①：流域における水循環改善のための取組

流域全体を捉えて、いわば「流れの視点」から環境保全上健全な水循環の構築に向けた取組を推進する観点から、

- a) 森林の水源涵養等を目的とする山間部での取組の状況
- b) 川の流れの保全・回復や貯留浸透・涵養能力の保全・向上等を目的とする農村部及び都市郊外部での取組の状況
- c) 河川流量の低下、親水性の低下、ヒートアイランド問題等への対策を中心とする都市部での取組の状況
- d) 住民参加の状況
- e) 事業場における排水の水質管理体制強化のための取組の状況
- f) モニタリングポイント体制維持・強化のための取組の状況

について、調査を実施しました。

①環境基本計画における施策の基本的方向

- 環境保全上健全な水循環がもたらす恩恵と治水・利水に支えられた人間社会の営みが共に確保されるよう、流域全体を総合的に捉え、効率的かつ持続的な水利用等を今後とも推進することとされています。

②主な取組状況等

- 「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」により、健全な水循環系の構築に向けた施策の推進のため、引き続き情報や意見の交換及び調査研究の実施並びに施策相互の連携や協力の推進が図られています。

健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議：健全な水循環系の構築に関する取組を行っている関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）が、全体としてより総合的な効果を発揮するために、情報交換及び意見交換、調査・研究の実施並びに施策相互の連携・協力の推進を図るため設置されている。

《森林の水源涵養等を目的とする山間部での取組の状況》

- ダム貯水池における水質の保全のため、富栄養化現象への対策（平成18年度：5ダム）、濁水放流長期化対策（平成18年度：2ダム）が実施されています。
- 計画的に保安林に指定し、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等を規制するなど適切な管理・保全が行われています。また、自然環境や生活環境の重要な構成要素である森林について、水源涵養等の多面的な機能を維持増進することにより豊かな国民生活の実現に寄与する環境を創造する

ため、森林の整備・保全が図られています。

(保安林面積：平成17年度末 1,165万ha→平成18年度末 1,176万ha)

- 森林所有者等の林業生産活動の一環として行われる造林、保育、間伐等の森林施業を助長することにより、水源の涵養等森林の多面的機能の発揮を図るとともに、ダム上流の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林等において、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成が図られています。
- 長伐期化、複層林化、針広混交林化等による多様な森林に誘導するための施策や、ボランティア活動など流域の住民や事業者が参加した森林の保全・整備の取組、森林の公益的機能に着目した基金の活用などの取組が行われています。

《川の流れの保全・回復や貯留浸透・涵養能力の保全・向上等を目的とする農村部及び都市郊外部での取組の状況》

- 河川における生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出の観点から多自然川づくりが推進されています。
- 発電水利使用のうち、発電取水口や発電ダムから下流区間において維持流量が少なく河川管理上の支障の著しいものについては、ガイドラインが策定されており、対象となる発電事業者の協力の下、水利権の更新時を機会として河川の維持流量の確保に努められています。
- 既存ダムの洪水調節容量の一部に、洪水調節に影響を及ぼさない範囲で流水を貯留し、その貯留された流水が下流河川の環境保全のために適切に放流されています。
(平成18年度：24ダムで弾力的管理試験を実施)
- 流域における水環境を改善するため、清流ルネッサンスII(「第二期水環境改善緊急行動計画」)等に基づき、河川、都市下水路、湖沼、ダム貯水池等において水環境に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者、下水道管理者及び関係者が一体となって水環境施策が総合的かつ重点的に実施され、水質の改善、水量の確保が図られています。(平成18年度：34か所で水環境改善事業を重点的に実施)
- 下水処理水や雨水を、水辺再生のためのせせらぎ用水、トイレ等の雑用水、その他、農業用水などへ活用することにより、人間活動に伴う人工的な水の流れが自然の水循環に及ぼす影響を極力緩和する取組が進められています。
- 農業の多面的機能を維持・向上させることにより、水循環の改善が図られることとなることから、耕作放棄地防止・解消に向け、担い手への農地の利用集積や新規参入促進を通じた耕作放棄地の有効活用等の各種施策が積極的に実施されています。
- 農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設を整備する農業集落排水事業が実施されています。(平成18年度：610か所)

(参考)「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」分野に関する指標(抄)

| 取組推進に向けた指標等の名称 | 指標等の値(特段の注記がなければ年度データ) | | | | 環境基本計画上の目標等 | |
|-----------------------|------------------------|-----------------------|-----|-----|-----------------------|---|
| | H14 | H15 | H16 | H17 | | |
| (参考となるデータ) 雑用水の利用量 | (万m ³ /日) | 42 (H15年3月 末現在) | - | - | 40 (H18年3月 末現在) | - |

《河川流量の低下、親水性の低下、ヒートアイランド問題等への対策を中心とする都市部での取組の状況》

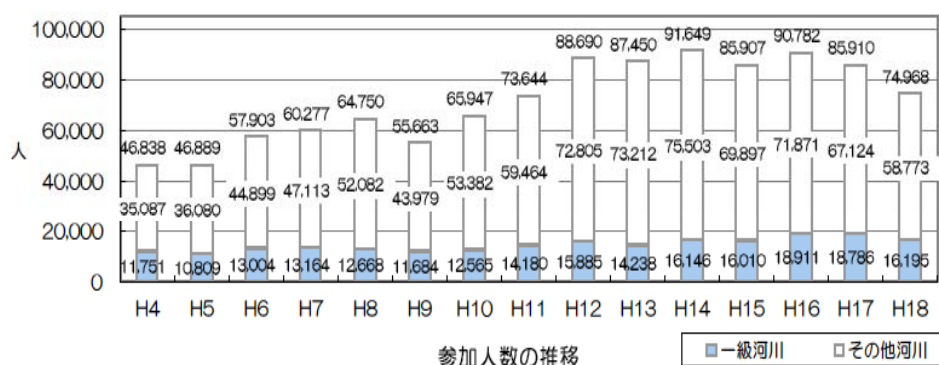
- 都市内水路等を活用した実証モデル調査により都市内水路等によるヒートアイランド抑制効果の検証が行われています。過去の調査結果のうち、荒川、多摩川等の調査結果の事例では、市街地と河川上の気温差が4℃、河川から150メートルの範囲の市街地で気温が低減しているなどの報告があり、大規模な河川では一定の効果が認められました。
- 特定都市河川浸水被害対策法に基づき、河川・流域の指定や流域水害対策計画が策定されており、雨水貯留浸透施設の整備が進められていると言えます。
- 都市域を中心とする河川流域における水のネットワーク再生のため、地下空間からの湧水や下水の高度処理水等の未活用水源を積極的に活用するとともに、河川の水を導水し、都市内の水環境改善が図られています。
- 流域における水環境を改善するため、清流ルネッサンスII(「第二期水環境改善緊急行動計画」)等に基づき、河川、都市下水路、湖沼、ダム貯水池等において水環境に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者、下水道管理者及び関係者が一体となって水環境施策を総合的かつ重点的に実施し、水質の改善、水量の確保を図られています。(再掲)(平成18年度:34か所で水環境改善事業を重点的に実施)
- 下水処理水や雨水を、水辺再生のためのせせらぎ用水、トイレ等の雑用水、その他、農業用水などへ活用することにより、人間活動に伴う人工的な水の流れが自然の水循環に及ぼす影響を極力緩和する取組が進められています。(再掲)

《住民参加の状況》

- 河川法に基づく河川整備計画策定の際には、住民や学識経験者等の意見を聴くため、河川や流域の特性、地域とのつながりなど地域の実情等を踏まえて個別河川ごとに工夫しながら取り組まれているところです。例えば、筑後川では「筑後川水系流域委員会」や「筑後川流域一万人会議」が開催され、さらに、はがきやインターネット等を通じて、学識経験者や流域住民等の意見を聴いております。
- 国土交通省と環境省によって、流域の住民等の参加を得て、身近な河川に生息する水生生物の観察を通じた簡易な水質調査が実施されています。平成18年度は、約7万5千人の参加を得て、全国3,489地点において行われました。そのうち、「きれいな水」と判定された地点は全体の60%を占めました。

- 地域住民の湖沼への関心を、環境教育の実践や、自然浄化機能を活用した直接浄化、栄養塩の直接の抽出といった具体的な環境保全活動につなげるため、いきづく湖沼ふれあいモデル事業として全国のモデルとなる湖沼を選定し、地域住民と行政が一体となった環境保全活動が実施されています。平成18年度には、琵琶湖、霞ヶ浦等9湖沼において実施されました。
- 「名水百選」の関係市町村において、名水シンポジウムが、昭和60年以降、毎年開催されており、住民やNPO等が参加しています。
- 水環境保全意識の高揚と水環境保全に係る正しい理解の増進を図ることを目的として、こどもホタレンジャー事業が実施されており、豊かな水環境の象徴であるホタルに着目した子どもたちの水環境保全活動事例報告の募集、表彰等が行われています。平成18年度には、31団体からの応募があり、うち5団体に対して環境大臣賞等の表彰が行われました。
- 人と河川の豊かなふれあい等多様な視点で河川を評価する新しい水質指標に基づく住民共同調査が全国一級河川において実施されています。

(参考) 平成18年度 全国水生生物調査結果より (参加人数の推移)



出典) 全国水生生物調査のページ <http://w-mizu.nies.go.jp/suisei/suisei.html>

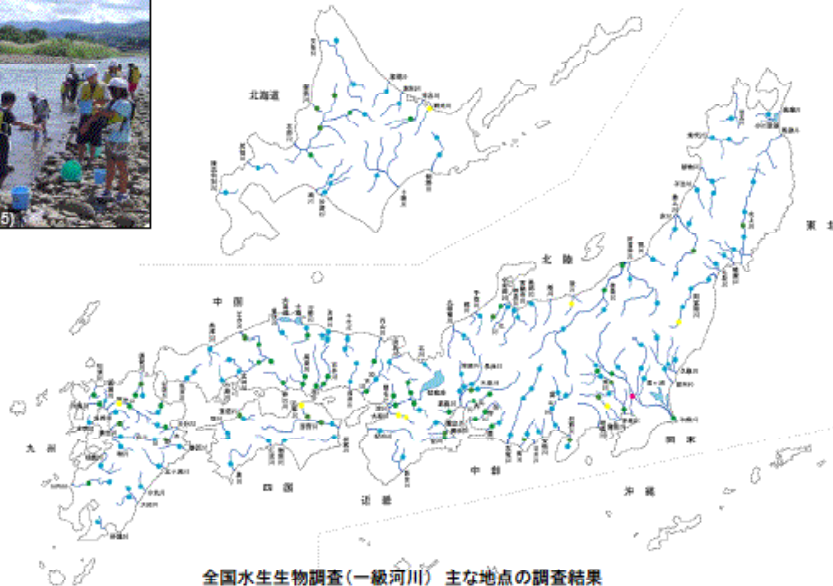
(参考) 全国水生生物調査の一例 (一級河川)

平成18年度 全国水生生物調査(一級河川)の状況

平成18年度一級河川の全国水生生物調査では、夏休み期間を中心に、小中学校や市民団体等524団体、16,195人の多数の参加を頂き、642箇所の調査地点数となりました。参加者数の多い都道府県は、北海道、福島県、愛知県等でした。



| 水質状態 | 記号 |
|------------|----|
| I (非常に良い) | ● |
| II (少し良い) | ○ |
| III (やや悪い) | △ |
| IV (非常に悪い) | □ |



《事業場における排水の水質管理体制強化のための取組の状況》

- 地方公共団体による立入検査のより一層の重点化・効率化を図るため、最近の事案やこれまでの知見を教訓とし、地方公共団体が立入検査マニュアルを策定する際又は既存のマニュアルの見直しを行う際の参考となるよう「水質汚濁防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き」が策定されました。
- 産業界の排水の管理については、「公害防止に係る環境管理の在り方に関する報告書」を取りまとめてガイドラインとして公表するなど、各省が連携して取り組んでいます。

《モニタリング体制維持・強化のための取組の状況》

- モニタリングの効率化等に関する実態を把握し、水質汚濁防止法に基づく常時監視の的確かつ効率的な体制を維持するための方策が検討されています。平成18年度はモニタリングの効率化等に関する実態把握、今後検討すべき課題等の検討を行い、今後はモニタリングの的確化・効率化に係る具体的な手法等について広く都道府県等に示すための手引きの策定や信頼性の高い測定データを確保するための精度管理に関する指針等についての検討が行われることとされています。
- 全国の公共用水域における水質調査が実施され、公表されています。

(参考)「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」分野に関する指標(抄)

| 取組推進に向けた指標等の名称 | 指標等の値(特段の注記がなければ年度データ) | | | | 環境基本計画上の目標等 | |
|-------------------------|---------------------------------|-------|-------|-------|-------------|---|
| | H14 | H15 | H16 | H17 | | |
| (参考となるデータ)水質等のモニタリング地点数 | 【公共用水域/測定地点数(健康項目)】 (地点) | 5,695 | 5,708 | 5,703 | 5,600 | - |
| | 【公共用水域/測定地点数(BOD又はCOD)】 (地点) | 7,279 | 7,267 | 7,254 | 7,205 | - |
| | 【公共用水域/全窒素・全燐(湖沼)】 (地点) | 284 | 294 | 302 | 302 | - |
| | 【公共用水域/全窒素・全燐(海域)】 (地点) | 1,047 | 1,045 | 1,045 | 1,038 | - |
| | 【地下水/測定井戸数(概況調査)】 (本) | 5,269 | 5,129 | 4,955 | 4,691 | - |

③今後の展望

- 個別の施策は展開され活動が強化されていますが、環境保全上健全な水循環の構築に向け、環境保全、国土保全、林業・農業、都市づくりなど様々な関連する施策の取組に当たっては、これまでの施策相互の連携や協力を更に推進し、流れの視点を持って各省が協力しながら、雨として降ってくるものが取水され、利用された後汚水処理を経て最終的に海へ流れ出すまでの流域全体をとらえて、環境保全上健全な水循環の構築に向けた取組を推進するため、より一層、総合的かつ統合的な取組を着実に行うことが必要です。
- また、このような取組を着実に実施するためには、各取組についてもしっかりと評価する必要があります。例えば、各種の森林の施業や管理については、それぞれが水源涵養にどれほど寄与するものなのか、科学的定量的な評価が十分とは言えません。森林の水源涵養等を目的とする山間部での取組の状況を評価する上でも、今後の検討が必要と言えます。
- さらに、これらの取組と併せて、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の報告書に記載されているように、更に気候変動による海面上昇、豪雨や台風の激化が想定されており、温暖化に伴う気候変動の一環としての降雨量の状況の変化等も考慮に入れた取組が求められます。その際には、従来への対応方策等も見直しが必要になる場合も考えられます。

(参考)「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」分野に関する指標(抄)

| 取組推進に向けた指標等の名称 | 指標等の値(特段の注記がなければ年度データ) | | | 環境基本計画上の目標等 | |
|-------------------------------------|------------------------|-----|-----|-------------|---|
| | H16 | H17 | H18 | | |
| 環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の流域ごとにおける作成・改定数 | 【「実施している」と回答のあった自治体数】 | - | - | 166 | - |

重点調査事項②：閉鎖性水域における環境改善のための取組

水質の改善がなかなか見られず、水域によっては水生生物等の生育・生息に障害を生じている閉鎖性水域について、流域全体を視野に入れつつ、その環境を改善する観点から、

- a) 閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減に向けた取組（流域における水循環改善のための取組と重複するものを除く。）の状況
- b) 閉鎖性海域における失われつつある自然海岸、干潟、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組の状況
- c) 湖沼における湖辺植生や水生生物の保全・回復のための取組の状況
- d) 閉鎖性水域に関する調査研究の取組状況（非特定汚染源からの環境負荷に対する調査を含む。）

について、調査を実施しました。

①環境基本計画における施策の基本的方向

- 湖沼、内湾等の閉鎖性水域においては、流域からの負荷が流入・滞留しやすく、内部生産や底質からの溶出と相まって、水質の改善がなかなか見られず、水域によっては水生生物等の生育・生息に障害を生じていることから、流域全体を視野に入れて、山間部、農村・都市郊外部、都市部における施策の総合的、重点的な推進を図ることとされています。
- 浄化の機能及び生物多様性の保全及び回復の観点から、湖沼においては、湖辺の植生や水生生物の保全等湖辺環境の保全を図ることとされています。閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組を推進することとされています。

②主な取組状況等

《閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減に向けた取組の状況》

- 水質汚濁防止法の排水基準（濃度規制）のみでは、COD等の環境基準の達成が困難な、人口・産業が集中する広域的な閉鎖性海域を対象として、水質総量規制を実施することにより、海域に流入する汚濁負荷を総合的に削減する取組が実施されています。
- 窒素及びりんが海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として指定された全国の閉鎖的な海域（88海域）を対象に、窒素及びりんの排水基準

を設定し、排水の濃度規制が実施されています。

- 湖沼への流入汚濁負荷割合の高くなっている非特定汚染源対策、未規制であった小規模事業場からの流入汚濁負荷対策及び生活排水の窒素、りん処理の高度化のため、各種データの収集、事例調査等が実施されており、今後ガイドライン等が策定されることとされています。
- 閉鎖性水域における水環境を改善するため、「湖沼水質保全計画」「第二期水環境改善緊急行動計画」等に基づき、水質浄化事業等が実施されています。
- 湖沼や三大湾等の閉鎖性水域の汚濁負荷を削減するため、流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理が推進されています。
- 閉鎖性水域に流入する汚染負荷家畜排せつ物法に適合した家畜排せつ物の適正な管理が行われるよう、「畜産環境緊急特別対策事業」等により排泄物処理施設の整備や適切な運転・管理技術の普及が推進されています。平成18年に行った家畜排せつ物法施行状況調査においては、99.9%の農家が同法の家畜排せつ物の処理・保管の基準に対応しているという結果が出ています。
- 農業の生産性との調和に留意しつつ、化学肥料・化学合成農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮することが重要との観点から、環境保全型農業が全国的に推進されています。具体的には、①「環境と調和の取れた農業生産活動規範（農業環境規範）」の策定及び普及促進、②エコファーマーの認定・支援、③化学肥料・化学合成農薬の使用を大幅に低減する先進的な取組への支援の導入、④平成18年12月に制定された「有機農業の推進に関する法律」に基づき有機農業を推進するための基本方針の策定等、が行われています。
- 農地等から閉鎖性水域へ流入する汚濁負荷量の削減を推進し、水資源の総合的な保全に資するため、浄化水路や曝気施設等の浄化施設整備等が実施されています。

(参考)「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」分野に関する指標(抄)(再掲)

| 取組推進に向けた指標等の名称 | 指標等の値(特段の注記がなければ年度データ) | | | | 環境基本計画上の目標等 |
|---------------------------|------------------------|------|------|------|-------------|
| | H14 | H15 | H16 | H17 | |
| 【健康項目達成率】 (%) | 99.3 | 99.3 | 99.3 | 99.1 | - |
| 【BOD・COD達成率】 (%) | 81.7 | 83.8 | 85.2 | 83.4 | - |
| 【全窒素・全磷(湖沼)達成率】 (%) | 34.6 | 43.0 | 43.9 | 46.6 | - |
| 【全窒素・全磷(海域)達成率】 (%) | 80.3 | 84.2 | 78.3 | 82.2 | - |
| 【地下水環境基準達成率(概況調査)】 (%) | 93.3 | 91.8 | 92.2 | 93.7 | - |

《閉鎖性海域における失われつつある自然海岸、干潟、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組の状況》

- 瀬戸内海における公有水面埋立法に基づく埋立の免許又は承認に当たっては、瀬戸内海環境保全臨時措置法の基本方針に沿った環境保全の配慮がなされており、昭和49年の基本方針の策定以降、埋立面積は大幅に減少しています。
(昭和40年：2,197ha → 昭和49年：390ha → 平成18年：18ha)
- 平成18年度までに瀬戸内海で91地区が自然海浜保全地区として指定されており、適切な保全がなされています。
- 海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所之余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫(しゅんせつ)土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策が進められています。
- ヘドロ・汚染物質等の浚渫(しゅんせつ)・覆砂による底質環境の改善の取組が実施されているほか、港湾整備により発生する浚渫土砂を有効活用し、覆砂による底質改善及び干潟・藻場等の再生の取組が行われています。
- 近年、沿岸域の工業化、大都市化の進展に伴う工業排水、都市排水、各種廃棄物等の流入により沿岸の漁場環境が悪化しており、漁場としての効用の低下が問題となっているため、効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善に資することを目的に堆積物の除去や覆砂等による水産資源の生息環境の保全・創造が実施されています。

(参考)「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」分野に関する指標(抄)

| 取組推進に向けた指標等の名称 | 定義・出典 | 指標等の値(特段の注記がなければ年度データ) | | | | | 環境基本計画上の目標等 | 環境基本計画以外の目標等(参考) | |
|--|---|------------------------|-----|-----|-----|-----|-------------|------------------|------------------------------------|
| | | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | | | |
| (参考となるデータ)水環境の保全の観点から設定された水辺地の保全地区等の面積 | 過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺や、海岸侵食によって失われた砂浜のうち復元・再生する割合【社会資本整備重点計画の進捗状況(国交省)】 | (%) | 0 | 6 | 8 | 11 | 15 | - | 約2割再生【H19年度においてH14年度比】(社会資本整備重点計画) |
| (参考となるデータ)主要な閉鎖性海域の干潟面積 | 瀬戸内海における干潟面積【環境省調査】 | (ha) | - | - | - | - | 11,991.30 | - | |

《湖沼における湖辺植生や水生生物の保全・回復のための取組の状況》

- 湖辺植生維持管理手法確立調査が実施されており、湖沼の水質改善に資するとされる湖辺の植物について、植物の種類、地域条件等を勘案の上、有識者等の助言を受けつつ、水質浄化の観点からの湖辺の植生の適正な維持管理手法に関するマニュアルの策定の取組が行われています。
- 汚濁負荷に関する調査・検討として、人工湖岸等における湖辺植生等を再生・保全する自然再生事業等が実施されています。また、「河川水辺の国勢調査」により湖沼周辺に生息する生物の基礎情報の把握が行われています。

- 今後の湖沼漁場整備の取組の推進、湖沼の漁業生産量の維持・増大を図るため、魚介類の産卵繁殖場や生育場所の保全・修復に係る漁場改善技術の開発の取組が行われています。

| 取組推進に向けた指標等の名称 | 定義・出典 | 指標等の値(特段の注記がなければ年度データ) | | | | | 環境基本計画上の目標等 | |
|--|--|------------------------|-----|-----|-----|-----|-------------|-----|
| | | | H14 | H15 | H16 | H17 | | H18 |
| (参考となるデータ) 水環境の保全の観点から設定された水辺地の保全地区等の面積 | 行政機関、NPO等によりヨシ群落その他水環境の保全に資する植物の維持・管理事業が実施されている地区の数 【環境省調査】 | (件) | 138 | 141 | 146 | 144 | 153 | - |

《閉鎖性水域に関する調査研究の取組状況（非特定汚染源からの環境負荷に対する調査を含む。）》

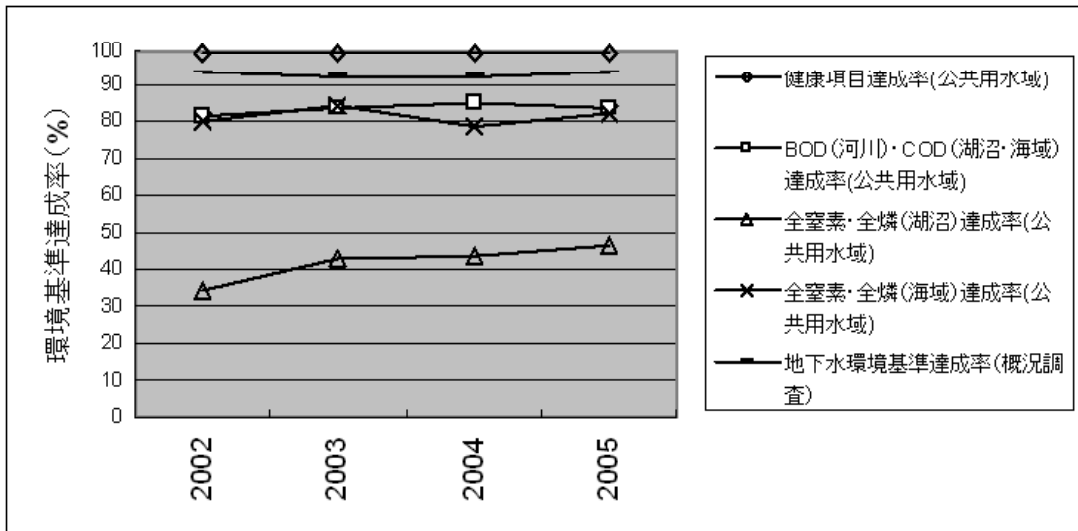
- 底生生物の生息環境に影響を及ぼす貧酸素水塊の発生機構や、外海水の内湾への影響、海域での有機物の長期分解性等について調査が行われています。
- 湖沼の汚濁負荷収支、汚濁の内部生産のメカニズムの把握による水質評価手法の確立、地域住民にも分かりやすい新たな水質管理目標の検討が実施されています。
- 平成18年4月に施行された改正湖沼法により、市街地や農地からの流出水対策を推進するために都道府県が策定できることとなった流出水対策推進計画についてモデル計画が策定されています。
- 平成15年以降、東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾の各湾において、関係省庁と地方公共団体との連携の下、各湾の再生のための行動計画が策定され、当該計画に基づいた環境モニタリングを含む各種施策が推進されています。
- その他関連する施策として、外洋に面した12の内湾域から外洋域にかけての汚染物質の拡がりの状態を把握するため、海水及び海底堆積物中の油分、PCB、重金属、有機スズ化合物、CODについて調査が実施されています。

③今後の展望

- 個別の施策は展開され活動が強化されたことから、一定の効果はあらわれてはいますが、湖沼、内湾等の閉鎖性水域においては、流域からの負荷が流入・滞留しやすく、内部生産や底質からの溶出と相まって、水質の改善がなかなか進んでおらず、各施策に係る活動及び各施策の連携を強化する必要があります。

今後とも引き続き閉鎖性水域における環境改善について、各省間の連携を更に強化しながら、流域全体を視野に入れて、山間部、農村・都市郊外部、都市部における施策の総合的、重点的な推進を図ることが求められます。

(参考)公共用水域及び地下水について水質汚濁に係る環境基準の維持・達成状況(再掲)



環境基準達成率: 達成水域数 / 類型指定水域数 × 100
 健康項目達成率: 水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準達成率

- その上で、このような総合的、重点的な施策の推進を図るに当たっては、21世紀環境立国戦略にも掲げられているように、里海を踏まえた施策の展開が必要であり、ハードの整備にとどまらず、コミュニティの活性化まで視野を広げ、第一次産業を生かした地域づくりを進めていくことが必要です。その際、このような取組状況を把握するための指標などについて、今後の課題として検討する必要があります。

3. 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり

持続可能な開発を目指し、環境的側面と経済的側面を統合的に向上させることは、21世紀に取り組むべき重要な課題と認識されるようになりました。さらに、環境問題への取組を含め企業の社会的責任を意識する動きが国際的な広がりを見せ、国際標準化機構（ISO）による規格化が始まるなど、消費者、企業など経済の各主体の環境保全意識は向上しています。

一方、個別の商品選択（エコ商品の販売・購入）、環境に配慮した企業に対する投資活動（エコファンド・SRI（社会的責任投資））などを見ると、こうした環境保全意識や取組は、消費者や企業による環境負荷の少ない行動に必ずしも十分には結びついていません。

経済活動において環境問題を解決するためには、市場自体が環境への価値を評価するようになるとともに、こうした価値の変化に対応して、技術や経済活動の仕様・ビジネスモデルの「革新」が起きてくる必要があります。

第三次環境基本計画においては、環境保全の観点からより望ましい経済が実現された社会として「より少ない物質投入・廃棄から、より多くの「価値」が生み出され」「自然のシステム、生態系を尊重しながら、経済的価値を生み出す」ような経済活動を実現することを中長期的な目標としています。

○地方公共団体のグリーン購入率、SRIファンド純資産残高は着実に増加しています。
○ただし、我が国におけるSRI等の環境投資は欧米と比較して極端に少ない状況です。

（参考）「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」分野に関する指標（抄）

| 取組推進に向けた指標等の名称 | 指標等の値（特段の注記がなければ年度データ） | | | | | 環境基本計画上の目標等 | 環境基本計画以外の目標等（参考） |
|----------------------------|------------------------|------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------------------|
| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | | |
| 環境誘発型ビジネスの市場規模、雇用人数 | 【市場規模】 （兆円） | - | - | 14 | 14 | - | |
| | 【雇用規模】 （万人） | - | - | 33 | 35 | - | |
| 地方公共団体、企業、国民におけるグリーン購入実施率 | 【地方公共団体】 （%） | 39 | 38 | 42 | 44 | 76 | 約50% 【平成22年度】 （循環型社会形成推進基本計画） |
| | 【上場企業】 （%） | 23 | 29 | 33 | 31 | - | 約50% 【平成22年度】 （循環型社会形成推進基本計画） |
| | 【非上場企業】 （%） | 18 | 22 | 21 | 23 | - | 約30% 【平成22年度】 （循環型社会形成推進基本計画） |
| | 【国民】 （%） | 31.3 | 29.9 | - | - | 67.9 | - |
| 主要企業の環境目的投資の割合 | 【全投資額に占める割合】 （%） | 3.7 | 4.5 | 3.4 | 3.2 | 3.4 | - |
| | 【取得設備投資額に占める割合】 （%） | 1.0 | 1.1 | 1.1 | | | - |
| | 【全設備投資額に占める割合】 （%） | 1.0 | 1.0 | 0.7 | 0.6 | (H17データまでで終了) | - |
| エコ/SRIファンドの設定数、純資産残高及びその割合 | 【残高】 （億円） | - | 約1,030 (H16年3月末現在) | 約1,400 (H17年3月末現在) | 約2,600 (H18年3月末現在) | 約3,000 (H19年3月末現在) | - |

重点調査事項①：地方公共団体のグリーン購入実施状況

市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みを構築するに当たり、市場での調達規模が大きい地方公共団体のグリーン購入を促進する観点から、

- a) 地方公共団体のグリーン購入を推進するための関連施策名および概要
- b) 関連施策の進捗状況の課題
- c) グリーン購入法を改正して、地方公共団体にもグリーン購入を義務付けた時の問題点と解決策

について調査を実施しました。

①環境基本計画における施策の基本的方向

- 地方公共団体は、国と同様、行政主体としての役割を地域において果たします。特に、それ自体各地で重要な経済主体であることから、調達での環境配慮や地域における各主体間の調整・連携促進などを進めることが求められています。

②主な取組状況等

《地方公共団体のグリーン購入を推進するための関連施策の概要と進捗状況》

- 地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査（平成18年10月～19年1月、環境省）によれば、グリーン購入が進まない要因として、「グリーン購入関連製品は価格が高い」と回答した地方公共団体が市区部で48.0%、町村部で42.2%にのぼり、「人的余裕がない、担当者の負担増」と回答した地方公共団体が町村部で23.2%ありました。
- また、地方公共団体のグリーン購入における調達方針の策定状況については、都道府県、政令市はすべて策定しているのに対し、市区、町村になるに従って策定率が低くなっています（ただし、コピー用紙等の一部品目のみ取り組んでいる地方公共団体は増えています。）。

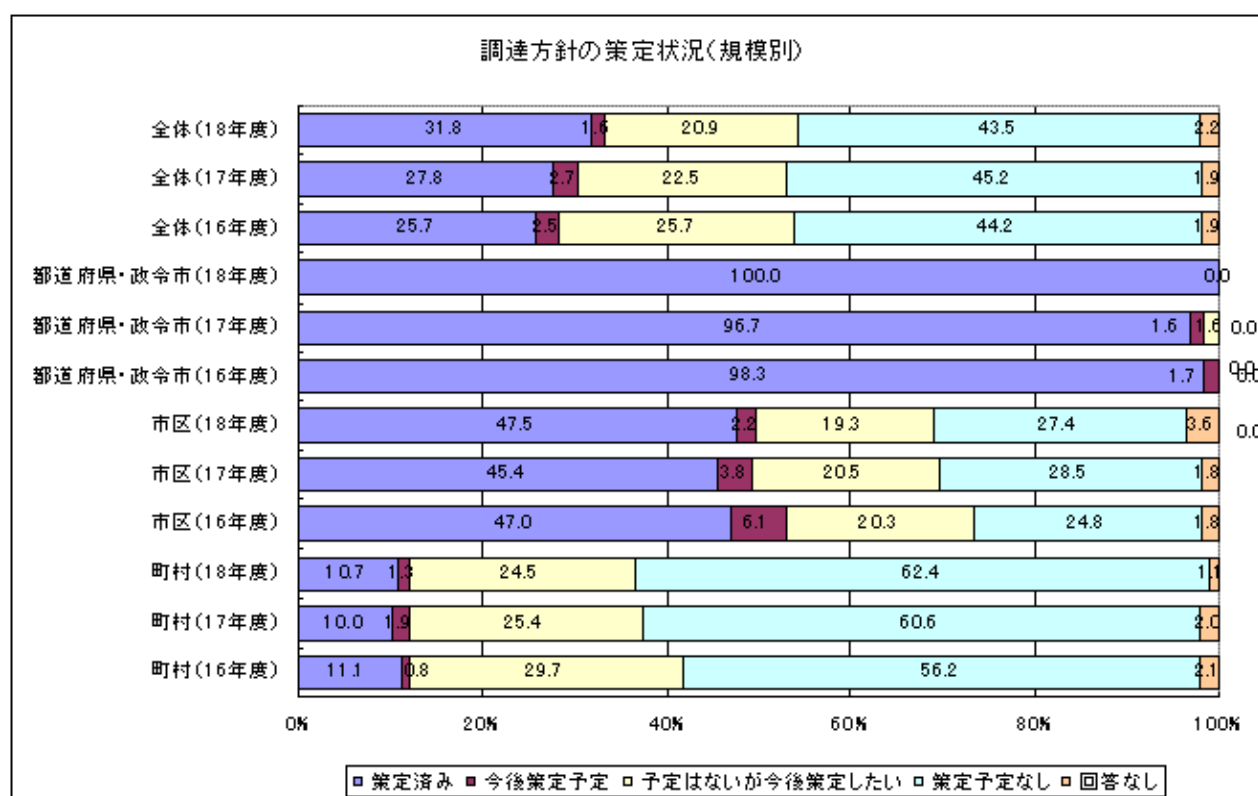
| 取組推進に向けた指標等の名称 | 指標等の値(特段の注記がなければ年度データ) | | | | 環境基本計画上の目標等 | |
|----------------------------|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---|
| | H15 | H16 | H17 | H18 | | |
| エコ/SRIファンドの設定数、純資産残高及びその割合 | 【残高】 (億円) | 約1,030 (H16年3月末現在) | 約1,400 (H17年3月末現在) | 約2,600 (H18年3月末現在) | 約3,000 (H19年3月末現在) | - |

(参考) グリーン購入が進まない要因について

| 主な阻害要因 | 市区 | 町村 |
|---------------------------|-------|-------|
| グリーン購入関連製品は価格が高い | 48.0% | 42.2% |
| 各課部局の調達のため一括したグリーン購入ができない | 40.4% | 28.4% |
| 組織としてのグリーン調達に関する意識が低い | 30.7% | 42.9% |
| 担当者のグリーン調達に関する意識が低い | 21.8% | 23.8% |
| グリーン購入を推進した場合の効果が分かりにくい | 22.6% | 23.2% |
| 人的余裕がない、担当者の負担増 | 16.4% | 23.2% |

出典) 地方自治体のグリーン購入に関するアンケート調査 (平成18年10月~19年1月、環境省)

(参考) 地方公共団体のグリーン購入における調達方針の策定状況について

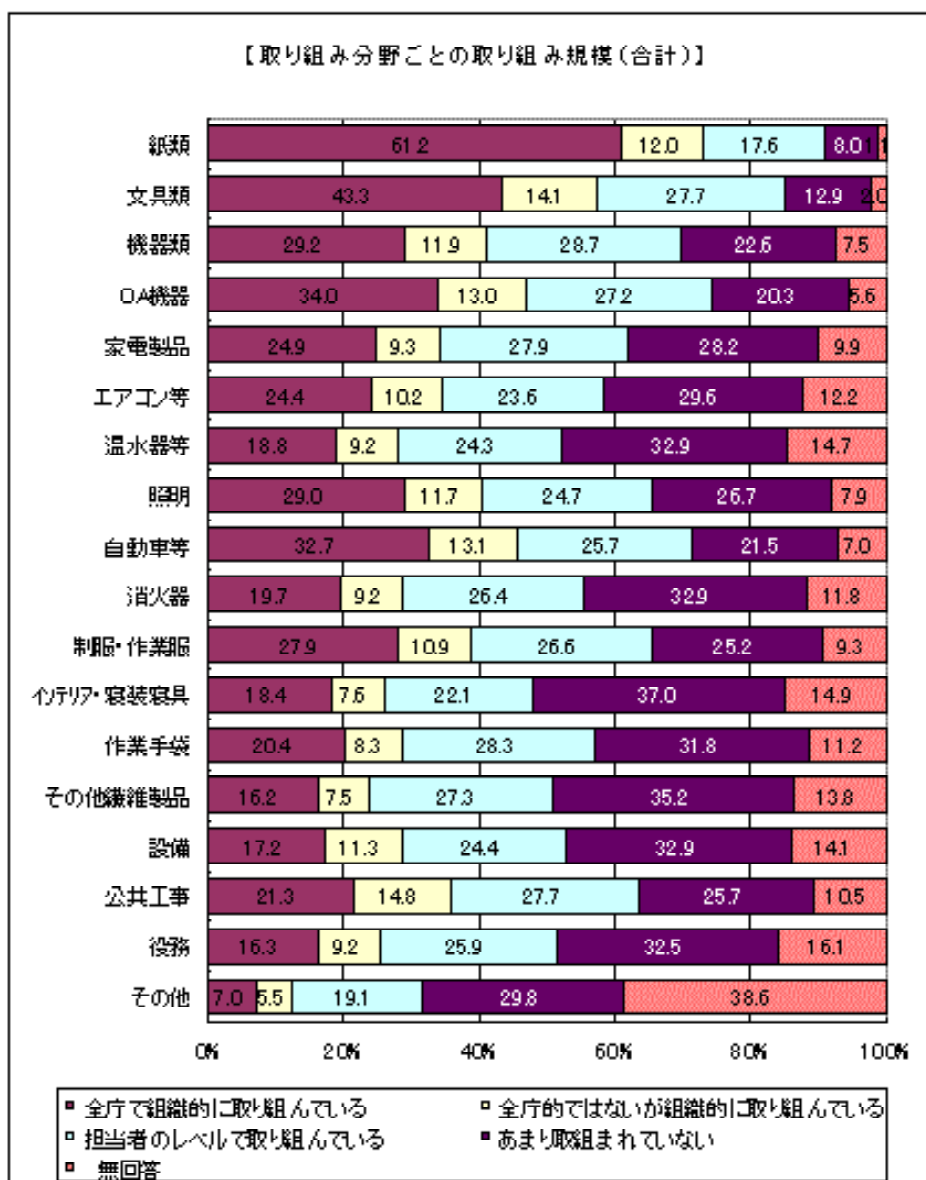


出典) 地方自治体のグリーン購入に関するアンケート調査 (平成18年10月~19年1月、環境省)

- 同アンケート調査の結果を踏まえ、中小規模の地方公共団体等におけるグリーン購入の取組の遅れを改善するため、地方公共団体向けのグリーン購入取組ガイドラインが作成されました。このガイドラインは、地方公共団体がグリーン購入を進める上で阻害要因となっている「調達コストの増大」や「担当者負担の増大」といった問題をかんがみ、比較的グリーン購入が定着しており、コスト的にも取り組みやすい物品等を中心にグリーン購入の実施を促進するものです。

《グリーン購入法を改正して、地方公共団体にもグリーン購入を義務付けた時の問題点》

- 国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）では、地方公共団体は、「環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるように努める」ととされ、努力義務規定となっています。これは、地方公共団体の「調達」が、地方自治の最たるものであり、その地域の自然的・経済的条件に応じて行われるという性質を考慮したためです。このため、現状においても、その基本的考えが踏襲されており、今後も環境省や総務省等が連携しながら取組を進めていくことが必要であると考えます。



出典) 地方自治体のグリーン購入に関するアンケート調査 (平成18年10月~19年1月、環境省)

③今後の展望

- 未だ組織的にグリーン購入に取り組めていない地方公共団体に対し、作成したガイドラインを利用したケーススタディを行うとされています。ガイドラインについては、活用しやすく、環境効率等の具体的な情報が盛り込まれたものとなるよう適宜見直しを行っていく必要があります。
- 地方公共団体のニーズを把握した上で、今後それぞれの地域特性や取組レベルに合った効率的なグリーン購入を働きかけていくことが必要です。
- 物品と比較して、役務の分野はグリーン購入の取組が遅れています。電力購入に係る裾切り方式の活用など環境配慮契約法を有効に使うことも含めて取組を進める必要があります。
- 環境省や総務省等が連携し、それぞれ既存の施策体系等を活用するなど工夫しながら、グリーン購入の取組を推進することが必要です。

重点調査事項②：SRI等の環境投資の拡大

市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みを構築するため、環境への負荷の少ない事業や、それを実施する企業への投資行動を促進するSRI等の環境投資（融資を含む）が欧米と比較して極端に少ない現状を踏まえ、

- a) わが国におけるSRI等の環境投資が欧米比較して極端に少ないのはなぜか、公的年金基金などの機関投資家の状況を含め、どのように分析されているか
- b) SRI等の環境投資の拡大のための関連施策名およびその概要
- c) 関連施策の進捗状況と課題
- d) 責任投資原則（PRI）に従ってSRI等の環境投資を行うための機関投資家や一般国民への企業の取り組み情報の提供のありかたについてどのように考えているか

について調査を実施しました。

①環境基本計画における施策の基本的方向

- 経済活動においては、資金調達には事業展開を左右する要因です。投資行動に環境の価値が反映されるようにする必要があります。

企業の環境に関する情報は、リスク情報や社会的責任（CSR）の遂行状況に関する情報などとして企業の業績に関する情報の一部としてとらえられる動きもあり、環境報告書やCSR報告書等に加え、企業の業績評価とリンクした情報提供の在り方を検討します。

また、環境問題への関心の高い個人投資家など、環境に取り組む企業に投資する意欲の高い層に焦点を当てつつ、幅広い層へのエコファンドやSRI等の環境投資の拡大を図っていくこととされています。

- 環境に配慮した設備投資や、環境への負荷の少ない製品の開発生産への投資を促進するための取組を進めることとされています。
- 取組が始まりつつある企業、製品、サービスなどの環境に関わる情報を活用した低利融資制度の普及など、環境投資のための資金調達が円滑に行われるための枠組みの検討を行うこととされています。
- 企業、製品、サービスなどの環境に関わる情報をもとに安心して投資できる仕組み（スクリーニング手法）づくりを推進し、環境投資の促進を図ることとされています。

②主な取組状況等

《わが国におけるSRI等の環境投資が欧米に比較して極端に少ない理由》

(参考)

| | 日本(2007年6月末) | 米国(2005年) | 英国(2005年) |
|-----------|--------------|-----------|-----------|
| SRI投資信託 | 約3,100億円 | 約21兆円 | 約5.1兆円 |
| その他のSRI投資 | 該当データ無し | 約253兆円 | 約123.7兆円 |
| 合計 | 約3,100億円 | 約274兆円 | 約128.8兆円 |

- SRI等の投資残高は欧米と比較して少ない状況にあります。定性的な分析としては、過去に実施した調査結果(「社会的責任投資に関する日米英3か国比較調査報告書」平成15年6月)によると、個人投資家の「ファンドについての情報不足」等の懸念が存在していることが理由であるとされています。
- 定量的な面では、日本におけるSRI等のデータはスクリーニング結果により運用先を決定している個人投資家向けの投資信託だけしかありませんが、欧米のデータはスクリーニング結果により運用先を決定している投資信託以外のデータもあり、これらを合わせた純資産額を比較しているためと考えられます。日本の公的年金などの機関投資家においても、欧米と同様の運用を行っている可能性もありますが、正確な調査結果が入手されていない状況です。したがって、今後、欧米と比較するために、日本における公的年金基金などの機関投資家の投資動向に関する調査を実施する必要があります。
- また、米国や英国においてSRI等が普及している主な理由としては、次のようなことが考えられます。

米 国

(確定拠出型年金401Kプランの選択肢としてのSRI金融商品の普及)

- ・ 民間退職者年金における、401Kプランで用意されたSRI投資信託の個人による積極的な選択。
- ・ 401Kにおける、従業員給与からの拠出金及び運用益に対する非課税措置。

(コミュニティ融資の発達)

- ・ 過疎地区や荒廃地区の改善、地域の自然環境の保全を目的とした事業に資金供給する専門金融機関(Community Development Financial Institutions: CDFI)によるコミュニティ融資の発達。
- ・ CDFIに対し、米財務省は独自のファンドを設置。一団体当たり50万ドルの金融支援の提供と組織運営などの技術支援の供与を実施。
- ・ 地域再投資法(CRA法)により、大手銀行などに地域社会向けに投融資を行うことの義務付けと既存の金融機関がCDFI機関に対し資金供給する際の収益に対する税制上の優遇措置。

英国

(年金法の改正によるSRI等の促進)

- ・ 2000年7月の年金法の改正による年金基金の受託者が行うべき情報開示項目（運用に関する意思決定に適用される基本原則）における投資先企業の社会、環境、倫理的な評価を行っているか否かに関する項目の追加。

(地域振興税額控除によるコミュニティ投資の促進)

- ・ 慈善団体や社会的企業を対象とした社会的目的のための融資を行う金融機関等への預金等について、預金等額の5%に相当する額を投資初年度から5年にわたって所得税又は法人税から控除することができる制度の導入（2002年）。

(ACCOUNTING AND REPORTING BY CHARITIES : STATEMENT OF RECOMMENDED PRACTICEの改正によるSRIの拡大)

- ・ 慈善団体の資金運用について、投資先企業の社会、環境、倫理的な評価を行っているか否かに関する開示の義務化。

《SRI等の環境投資の拡大のための関連施策の進捗状況》

- 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）に基づき、事業者及び国民が投資その他の行為をするに当たっては、環境情報を勘案して投資を行うように努めることを目指しています。
- SRI等の普及促進等の課題も含めて検討すべく、「環境と金融に関する懇談会」において議論された結果を踏まえて、『環境等に配慮した「お金」の流れの拡大に向けて』報告書が公表されています。報告書の提言を踏まえ、SRI等の更なる促進を図るために、SRI等に馴染みのない企業の財務担当者や一般の個人投資家等を対象に、SRI等の考え方や背景等をテーマとして取り上げた「社会的責任投資に関するシンポジウム」が、平成18年8月に開催されており、約400名の参加を得ています。

環境と金融に関する懇談会: 環境政策を進めていく上での金融分野の役割の重要性について、幅広い観点から議論・検討を行うことを目的とする。

- 併せて、SRI等の環境投資の拡大に向け、以下の支援措置が講じられています。
 - ・ 環境配慮型経営促進事業
 - ・ 環境ファンド等への出融資
 - ・ 地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業
 - ・ 環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業
 - ・ コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業
- エコ/SRIファンドの純資産残高は平成17年度の2,600億円から平成18年度に2,994億円へと増加しています。

(参考)「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」分野に関する指標(抄)(再掲)

| 取組推進に向けた指標等の名称 | 指標等の値(特段の注記がなければ年度データ) | | | | | 環境基本計画上の目標等 | 環境基本計画以外の目標等(参考) | |
|---------------------------|------------------------|-----|-----|-----|-----|-------------|------------------|-------------------------------------|
| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | | | |
| 地方公共団体、企業、国民におけるグリーン購入実施率 | 【地方公共団体】 (%) | 39 | 38 | 42 | 44 | 76 | - | 約50% 【平成22年度】 (循環型社会形成推進基本計画) |

《責任投資原則(PRI)に従ってSRI等の環境投資を行うための機関投資家や一般国民への企業の取り組み情報の提供のありかた》

- 企業の取組情報の提供は環境報告書によることが効果的です。環境省では、これまで環境報告書ガイドラインを公表して企業の環境報告書の普及に努めてきており、年々作成・公表している企業数は増加傾向にあります。
- 平成19年6月に公表された「環境報告ガイドライン2007年版」の策定に当たっては、金融機関が参加しており、金融のグリーン化の項目が追加されました。環境報告書の普及のためガイドラインの説明会やシンポジウムの開催が検討されています。

(参考)「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」分野に関する指標(抄)

| 取組推進に向けた指標等の名称 | 指標等の値(特段の注記がなければ年度データ) | | | | 環境基本計画上の目標等 | 環境基本計画以外の目標等(参考) | |
|----------------------|------------------------|------|------|------|-------------|------------------|-------------------------------------|
| | H14 | H15 | H16 | H17 | | | |
| 環境報告書を作成・公表している企業の割合 | 【上場企業】 (%) | 34.0 | 38.7 | 45.3 | 47.0 | - | 約50% 【平成22年度】 (循環型社会形成推進基本計画) |
| | 【非上場企業】 (%) | 12.2 | 17.0 | 20.8 | 24.6 | - | 約30% 【平成22年度】 (循環型社会形成推進基本計画) |
| 環境会計を実施している企業の割合 | 【上場企業】 (%) | 26.8 | 31.8 | 36.9 | 37.5 | - | 約50% 【平成22年度】 (循環型社会形成推進基本計画) |
| | 【非上場企業】 (%) | 13.3 | 17.2 | 21.2 | 22.7 | - | 約30% 【平成22年度】 (循環型社会形成推進基本計画) |

③今後の展望

- エコ/SRIファンドの純資産残高は平成17年度の2,600億円から平成18年度に2,994億円へと増加していますが、欧米と比較すると、SRI等の投資残高は低い状況にあります。

その一因として、日本におけるSRI等のデータと欧米のデータの対象範囲に違いがある等により、正確な調査結果の比較が困難な状況にあることが挙げられます。

そのため、今後、欧米と比較するために、日本における公的年金基金などの機関投資家の投資動向に関する調査を実施する必要があります。平成19年度末までには調査結果が判明するため、調査結果を踏まえた施策を検討することが予定されています。

- また、日本の公的年金などの機関投資家においても、欧米と同様の運用を行っている可能性もありますが、正確な調査結果が入手できない状況にあることにかんがみ、環境情報の提供の促進等による環境に配慮した取組を促進するため、環境配慮促進法に規定された見直しに向けた検討が求められます。
- 「環境と金融に関する懇談会」の内容を踏まえ、投資家に資する情報を整理し、金融のグリーン化推進のためのシンポジウムを開催する等の普及啓発を行っています。さらに、金融の機能を活用して企業などの取組と国民の意識を結びつけ、社会的責任（CSR）等に努力する事業者や実際に環境保全に資する事業に対して十分な資金が流れやすくすることが重要であることにかんがみ、更なるSRI等の普及促進を図るため、国民に対する環境投資の意義などを説明するガイドブックが検討されています。
- 併せて、SRI等の環境投資の持つ環境への負荷の少ない事業などを促進するインセンティブ効果にかんがみると、効果的な政策ツールとして活用できるSRI等の環境投資の拡大に向けた抜本的な対策を採ることが有効であると言えます。

機関投資家や公的年金の資金をSRI等に振り向けるためにも、海外事例等の良い事例を参考に、具体的な施策を確立することが求められます。

4. 長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備

持続可能な社会の実現を図る上では、環境保全上の支障を未然に防止することが不可欠であり、環境問題が複雑化、多様化する今日においては、科学的不確実性の高い段階であっても可能な限り予防的に環境保全に取り組むことがますます重要となっています。

このような取組を支えるためには、持続可能な社会づくりを支える基盤の整備を図ることが必要不可欠であり、また、これらの基盤は相互に密接に関連していることから、その一体的な整備に取り組んでいくことが求められます。

また、科学的不確実性の下で長期的対策を講じるという観点からは、科学技術、環境情報などの基盤を活かしつつ、超長期の展望を提示し、それを踏まえた対策を講じるという新たな手法の整備が求められています。その際、長期的な視野を持ってこれらの基盤の整備を図る必要もあることから、超長期の展望と各種基盤は相互一体的に整備していくことが重要です。

第三次環境基本計画においては、科学技術の推進により、環境と経済の好循環に貢献すること、予防的・予見的対策に資する研究を進めること等により、科学的不確実性のある段階での適切な対応策を促進し、未然防止型の環境対策への転換を促進することを中長期的な目標としています。

○環境情報に関する国民の満足度は平成14年度、平成15年度と10%前半で横ばいでしたが、平成18年度に4人に1人が環境情報に満足している状況となりました。しかしながら、環境基本計画上の目標（90%超）には、はるかに及ばない状況です。

(参考)「長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備」分野に関する指標(抄)

| 取組推進に向けた指標等の名称 | 指標等の値(特段の注記がなければ年度データ) | | | | | 環境基本計画上の目標等 | |
|----------------|------------------------|------|------|-----|-----|-------------|------|
| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | | |
| 環境情報に関する国民の満足度 | (%) | 13.3 | 13.7 | — | — | 24.5 | 90%超 |

重点調査事項①：環境に関する情報の整備及び提供についての取組状況

経済・社会までも含んだ幅広い環境情報の中から特に必要となる情報を行政施策において幅広く利用できるようにし、また、国民に分かりやすい情報を提供することにより環境保全への国民の参加を促進するため、

- a) OECDが示している環境指標の3分類（環境への負荷、環境の状態、対策）に合致した環境情報について、関係府省の保有状況及び政府内での統合的な整理管理体制の状況
- b) 問題分野ごとに、環境圧力の背後にある経済活動等に関する統計情報や対応に関する統計情報を環境指標と関連させて収集する必要があるが、現状や将来の方向性
- c) 上記3分類の統計情報を環境問題ごとに集約し、国民に分りやすい形で公表しているかどうか、現状と課題

について、調査を実施しました。

①環境基本計画における施策の基本的方向

- 環境情報の長期的かつ総合的な基盤整備の基本的方針となる「環境情報戦略」を策定し、①持続可能な社会の構築のために必要な環境情報の範囲や優先して収集すべき情報、②環境情報の収集、整理、保存、行政における利用及び国民への提供のあり方、③地方公共団体とその研究機関、また民間団体等との役割分担や相互連携のあり方、及び④諸外国、特に、我が国と地理的、経済的に密接な関連を有し、また、環境への負荷の増大が見込まれるアジア太平洋地域との連携協力のあり方について定めることとされています。
- また、環境情報の一体的かつ体系的な整備を進めていくために、環境情報の整備・提供に関する国民からの意見を集約し、情報の整備の調整又は総括を行う機能の充実・強化を図ることとされています。
- さらに、環境情報の整備を行う上での制度的課題を抽出し、必要な検討を開始することとされています。

②主な取組状況等

《OECDが示している環境指標の3分類（環境への負荷、環境の状態、対策）に合致した環境情報についての関係府省の保有状況及び政府内での統合的な整理管理体制の状況》

- 各環境情報のメタデータを集計し、環境情報の収集、提供、保存の現状と傾向を調査した結果、全体的な傾向として、1年周期で定期的に収集され、ホームページと印刷物の両方による提供（政府全体としての300件のホームページ公開率は100%。

データの出典元におけるホームページ公開率は77%（日本語に限る。）、電子媒体と印刷物の両方による保存が多数を占めていました。

- 政府内での環境情報の統合的な整理管理体制はなく、それぞれの府省内における個々の担当部署が、情報の収集、整理、管理を行っている例が多くなっています。環境省では、環境・循環型社会白書や環境統計集等において、環境省及び他の政府機関が取りまとめる各種環境情報の整理・公表が行われています。

《問題分野ごとに、環境圧力の背後にある経済活動等に関する統計情報や対応に関する統計情報についての環境指標と関連させた収集の現状や将来の方向性》

- 関係府省への調査の結果、統計情報を環境指標と関連させて収集している例は少ないですが、収集した統計情報を環境指標と関連させて、個々の政策立案などに反映させています。
- 環境省では、平成14年から毎年発行している環境統計集において、基本的にOECDにより提唱された「負荷」、「状態」及び「対策」の3分類を踏まえつつ、「負荷」と、その背後にある「人間活動」を「環境への負荷等の駆動力（driving force）」として捉え、情報の収集が行われています。
- 環境に関する情報は、環境省以外にも複数省庁から提供されており、環境指標を踏まえ、各種情報を結びつけることが、問題の分析等においても有効です。この点については、今回の調査において、関係府省からも、関係府省が収集した情報を、環境省において横断的に関連付けることが望ましいとの意見が提出されています。
- これらを踏まえ、各省庁が有する関係情報を共有化し、環境指標とその背景となる社会経済に関する情報を連携させて一元的に提供ができるような情報収集・提供の在り方を検討する必要があると考えられており、今後、環境情報戦略を策定していく中で検討を行っていくこととされています。
- なお、統計調査によって集められた情報（調査票情報）の二次利用については、秘密の保護に十分配慮しつつ学術研究等のニーズに応えるため、新統計法において、
 - ・委託による統計の作成（調査実施者が、一般から個別のオーダーを受けて調査票情報を用いた集計等を行い、その結果のみを依頼者に提供するもの。いわゆるオーダーメイド集計）
 - ・匿名データの作成及び提供（調査実施者が、調査票情報を個々の調査対象者の識別ができないよう加工し、一般からの求めに応じて提供するもの）を制度化し、学術研究等の一定程度の公益性が認められる場合、これらの制度を利用させることができるようになりました。

《上記3分類の統計情報を環境問題ごとに集約し、国民に分りやすい形で公表しているかどうかの現状》

- 各種の環境にかかわる統計情報を、環境省において環境統計集として集約するに当たり、「環境への負荷等の駆動力」「環境の状態」「社会的対策」の3分類に区分し、体系的に整理が行われています。
- 各府省のホームページなどにおいて、国民に分りやすい形（過年度の調査結果との比較、図表やグラフによる表示、解説付き等）で公表されています。
例：生物多様性情報システム（J-IBIS）、PRTRデータ集計・公表システム
- 環境省では、各種の環境にかかわる統計情報を各課題ごとに体系的に整備するとともに、問題ごとに集約する等、国民に分りやすく提供する主なものとして、環境統計集の発行以外にも次の取組が行われています。
 - ・環境省ホームページにおいてデータを公表。こうした統計情報も含めた環境にかかわる情報源データベースとして環境情報総合データベースを運用。
 - ・環境・循環型社会白書における統計情報の図表化や詳しい分析の追加。普及のための、環境・循環型社会白書、図で見る環境・循環型社会白書、こども環境白書、英語版図で見る環境・循環型社会白書の作成・発行。

(参考)「長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備」分野に関する指標(抄)
(一部再掲)

| 取組推進に向けた指標等の名称 | 指標等の値(特段の注記がなければ年度データ) | | | | | 環境基本計画上の目標等 | |
|---|--|------|------|-----|-----|-------------|------|
| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | | |
| 環境情報に関する国民の満足度 | (%) | 13.3 | 13.7 | - | - | 24.5 | 90%超 |
| (参考となる指標) 環境情報を提供する政府関係のホームページ等における情報の英語化率 | 【環境に関連する情報を掲載しているページの英語の割合】 /【環境に関連する情報を掲載しているページの総割合】 (%) | - | - | - | - | 3.3 | - |
| (参考となる指標) 環境情報を提供する政府関係のホームページ等へのアクセス数 | (万件) | - | - | - | - | 197 | - |
| (参考となる指標) 環境情報を提供する調査報告書の公表までの期間 | 【同年度中の公表件数】 (件) | 7 | 8 | 9 | 6 | 4 | - |
| | 【1か年度後公表件数】 (件) | 35 | 37 | 38 | 36 | 7 | - |
| | 【2か年度後公表件数】 (件) | 12 | 12 | 10 | 7 | - | - |
| | 【3か年度後公表件数】 (件) | 1 | 0 | 0 | - | - | - |
| | 【3か年度超公表件数】 (件) | 0 | 0 | - | - | - | - |

③今後の展望

- 環境に関する情報の整備及び提供についての取組については、環境情報に関する国民の満足度は平成14年度、平成15年度と10%前半で横ばいでしたが、平成18年度に4人に1人が環境情報に満足している状況となるなど、一定の成果がみられますが、環境基本計画上の目標（90%超）には、はるかに及ばない状況であり、十分とは言えません。今後、提供内容や提供方法等について、より一層工夫を凝らし、国民一人一人の行動に結び付いていくよう、各省連携して情報提供を行っていく必要があります。
- 特に、環境情報のニーズは、情報を利用する主体によって大きく異なっていることから、利用者のニーズに合った情報提供形態を確保する必要があります。また、情報の即時性・正確性を確保するほか、情報の受け手の参画・協働の推進を促すために双方向性（コミュニケーション）の確保についても留意していく必要があります。
- また、温室効果ガス排出量の数値については、暫定値という形ですが、かなり統計情報として早く公表できるようになってきています。今後とも、速やかな統計情報を公表できるよう、改善に努めることが求められます。
- これまでも、平成18年度に環境情報・環境統計の現状、ニーズ及び課題について専門家による検討が行われていますが、この検討結果も踏まえて、「環境情報戦略」の策定に向けた課題と基本的な方向について、更に発展的な検討を行うため、平成19年9月に、中央環境審議会総合政策部会に環境情報専門委員会が設置されており、専門的な見地から活発に議論が行われることとなります。

重点調査事項②：戦略的環境アセスメントの取組状況

上位計画や政策の決定における環境配慮のための仕組みである戦略的環境アセスメントについては、

- a) 個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画や政策の策定や実施における環境配慮の現状と課題
- b) 共通のガイドラインの策定等我が国における検討・実施経緯と今後の実施に向けた課題と対応の整理

について、調査を実施しました。

①環境基本計画における施策の基本的方向

- 欧州連合等の加盟国や一部の地方公共団体においては、上位計画が及ぼすおそれのある環境影響への配慮に関する、評価書等の作成や環境部局と関係機関との協議等が制度化されていること等から、それらの進展状況や実施例を参考にし、国や地方公共団体における取組の有効性、実効性の十分な検証を行いつつ、我が国における計画の特性や計画決定プロセス等の実態に即した戦略的環境アセスメントに関する共通のガイドラインの作成を図ることとされています。
- これらの取組を踏まえ、欧州等諸外国における戦略的環境アセスメントに関する法令上の措置等も参考にしながら、上位計画の決定に当たっての戦略的環境アセスメントの制度化に向けての取組を進めることとされています。さらに、政策の決定に当たっての戦略的環境アセスメントに関する検討を進めることとされています。
- また、諸外国や地方公共団体の取組状況や実施例に関する情報の収集・提供、地方公共団体の取組に対する技術的支援等を推進することとされています。

②主な取組状況等

《個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画や政策の策定や実施における環境配慮の現状》

- 国土交通省では、社会資本整備を進めるに当たり、事業実施に関して、透明性、公正性を確保し住民等の理解と協力を得るため、平成15年6月に『国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン』を策定し、事業者からの積極的な情報公開・提供等を行うことにより住民参画を促し、住民等との協働の下で、事業の公益性及び必要性について適切な判断を行うなど、より良い計画作り

の取組が行われています。

- 道路、河川、空港、港湾等の公共事業についても、その計画プロセスにおける情報公開や市民参加のガイドライン等が提示されるなど、関連する取組が進展しています。

《共通のガイドラインの策定等我が国における検討・実施経緯》

- 学識経験者による戦略的環境アセスメント総合研究会において、上位計画のうち位置・規模等の検討段階のものについて、事業に先立つ早い段階で、著しい環境影響を把握し、複数案の環境的側面の比較評価及び環境配慮事項の整理を行い、計画の検討に反映させることにより、事業の実施による重大な環境影響の回避又は低減を図るための共通的な手続・評価方法等を示す戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（SEAガイドライン）が取りまとめられました。

③今後の展望

- 戦略的環境アセスメントについては、事業の位置・規模等の検討段階において、事業の特性やSEAガイドライン等を踏まえて実施事例が積み重ねられることが期待されます。このための技術的な検討を進めるとともに、それら取組の状況等を踏まえてSEAガイドラインの不断の見直しを行うことが必要です。
- さらに、環境省において、より上位の計画や政策の決定に当たっての戦略的環境アセスメントに関する検討を進めることとされており、準備作業を進める必要があります。

5. 国際的枠組みやルールの形成等の国際的取組の推進

地球規模や地域レベルの環境問題に対応する国際的な枠組みは、環境問題が広がり、深まりを見せていることから、今後ますます重要となっていくものと考えられます。

近年、地域的な経済連携の枠組みとして経済連携協定（EPA）、自由貿易協定（FTA）等を推進する動きが活発になっていますが、これらの動きの中では、環境に関する規定を協定中に盛り込むなど、環境分野への配慮がなされてきています。

また、国際環境協力を担う主体として、様々な特徴を有する民間の役割が増大しており、それを支える施策を国が講じていく必要があります。国、政府系機関、地方公共団体、事業者、NGO/NPO、学術研究機関など多様な主体が連携・協働し、それぞれの力を相乗的に発揮するための仕組みや場の構築が課題となっています。

第三次環境基本計画においては、「地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みを東アジア地域を中心に普及すること」を目指して施策を講じていくことを中期的な目標としています。

○環境関係の条約、議定書等の策定及び我が国の締結は一段落しています。
 ○国連等国際機関への就職に向けての広報、必要な機会・経験の付与等の実施により、国際機関における邦人職員数は増加傾向にあります。

(参考)「国際的枠組みやルールの形成等の国際的取組の推進」分野に関する指標(抄)

| 取組推進に向けた指標等の名称 | 指標等の値(特段の注記がなければ年度データ) | | | | | 環境基本計画上の目標等 | |
|---------------------------|------------------------|-------|-------|-------|-----|-------------|-----|
| | | H14 | H15 | H16 | H17 | | H18 |
| 我が国の環境関係条約・議定書の締結数とその履行状況 | [条約数] | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | — |
| | 【採択された条約等の数】 [議定書数] | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | — |
| | [附属書数] | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — |
| | 【上記のうち、締結した条約等の数】 | 20 | 21 | 22 | 22 | 22 | — |
| 代表的な国際環境機関で勤務する日本人職員の数 | (人) | 44 | 41 | 46 | 53 | 46 | — |
| 人材育成支援のための研修受け入れ人数(累積) | (人) | 2,800 | 3,412 | 2,751 | — | — | — |
| 国際的取組を行っているNGO/NPOの数 | (団体) | — | — | 371 | — | 465 | — |

重点調査事項①：国際的な経済連携・地域統合と環境の融合

「地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みを東アジア地域を中心に普及」させるという観点から、特に東アジア地域において、経済連携・地域統合が進む中で環境が共通の価値としてこれらの枠組みに組み込まれているか検証しました。

具体的には、

- a) FTA/EPAを含む東アジア地域の貿易・投資の自由化の推進状況、この過程における環境分野の配慮の状況
 - b) 東アジア地域の貿易と環境に関する連携枠組みの検討状況
 - c) 環境配慮の内在化のための課題と今後の方向
- について、調査を実施しました。

①環境基本計画における施策の基本的方向

- 貿易と環境に関する世界的枠組みについては、我が国の方針を一層明確にしつつ、世界的な貿易協定の中での貿易と環境の相互支持性の強化に関する議論に参加することとされています。
- また、我が国は、FTA/EPAを含む貿易自由化に伴い生じ得る環境面でのプラスの影響（環境上健全な物品の国際的普及等）を最大化し、マイナスの影響（過剰利用による資源の枯渇等）を防止するよう努めることとされています。

②主な取組状況等

《FTA/EPAを含む東アジア地域の貿易・投資の自由化の推進状況、この過程における環境分野の配慮の状況》

- 現在、東アジア諸国を中心に経済連携協定の締結交渉が精力的に進められており、2006年以降では、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシアとの間で二国間協定の署名が行われています。
こうした協定において、環境保全に関する規定や環境協力の内容を盛り込む等により、貿易や投資を始めとする国際経済活動と環境保全との相互支持性を向上させる取組が進められています。

・フィリピン

協力章における10の協力分野のうちの一つに、「エネルギー及び環境」を取り上

げており、署名に当たっての共同声明において、エネルギー及び環境分野の事業計画として、クリーン開発メカニズム（CDM）事業の促進等について協力するほか、有害固形廃棄物の管理における協力を検討することとしており、物品章で輸出入品の環境規格適合メカニズムの活用について両国間の協力を規定しています。

また、投資に関する章において、締約国が環境に関する措置を緩和することにより投資を奨励することが適当でないことを認める旨の規定を盛り込んでいます。その他、外相書簡を交換し、バーゼル条約に従って、両国の国内法で定められ、及び禁止される有害廃棄物は日本からフィリピンに輸出されないこと、既存の及び将来の法令や規則の下でのそのような措置の採用や実施が関連条文により妨げられないことを確認しています。

・チリ

EPA署名時に、環境への考慮の重要性を強調するため、環境に関する共同声明を發出しています。この共同声明では、環境政策と貿易政策が持続可能な開発を達成するため相互に支え合うべきものであることや、高い水準の環境保護の追求、環境に関する国際協定の下での両国の約束を遵守することなどを確認しています。また、投資に関する章において、「締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて投資を奨励することが適当でないことを認める。」旨の規定を盛り込んでいます。

・タイ

日タイEPAがいかなる意味においても日本国とタイ王国の間における有害廃棄物の不法取引を助長するものではないこと、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の下での権利及び義務等を再確認する旨の外相書簡を交換しています。

また、協力分野として環境を挙げる他、投資に関する章において、締約国が環境に関する措置の緩和を通じて投資を奨励することが適当でないことを認める旨の規定を盛り込んでいます。

・ブルネイ

エネルギー章においてはエネルギー関連活動の有害な環境上の影響を最小化するよう努めること、前文においては、経済的開発や環境保護等が、持続可能な開発に関する相互に補強し合う構成要素であること等を認識するなど、環境への配慮をEPAに盛り込んでいます。

また、EPA署名時の首脳間の共同声明においては、気候変動問題の重要性や、環境保全とバランスの取れた持続可能な経済開発の重要性を確認し、また、気候変動問題に対応するための日本の提案「美しい星50」についても言及しています。さらに、投資に関する章において、「締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて投資を奨励することが適当でないことを認める。」旨の規定を盛り込み、協力章では協力分野として環境を明記しています。

・インドネシア

エネルギー及び鉱物資源章において、エネルギー関連活動の有害な環境上の影響を最小化するよう努めることを規定し、投資に関する章において、締約国が環境に関する措置の緩和を通じて投資を奨励することが適切でないことを認める旨の規定を盛り込んでいます。

また、協力章では協力分野の一つとして環境を挙げています。

③今後の展望

- 経済連携協定において、環境保全に関する規定や環境協力の内容を盛り込む等により、貿易や投資を始めとする国際経済活動と環境保全との相互支持性を向上させる取組が進められていると言えます。
- しかしながら、発展途上国においては、環境法制度・基準自体は先進国に遜色がなくとも、モニタリング能力、強制力、インフラ設備が不足しているため法の施行が難しく、遵守されないことがあります。
また、行政能力が不足しているために、基準・規制を遵守しない一部の企業を指導できず、環境が悪化するおそれもあります。このため、法制度内容と施行の充実、インフラの整備などが求められています。
- さらに、我が国が発展途上国とFTA/EPAを締結する際に、環境技術の協力も視野に入れることが、貿易と環境配慮の内在化のために望ましいと言えます。
- また、FTA/EPAは地域における経済統合を進めるツールであるため、協定により貿易自由化に伴う環境面での悪影響を防止する規定を設けたり、相手国の環境配慮を促したりすることはできますが、規定の内容によっては、その実効性の担保やより高度な環境政策を促すには限界があります。
- そのため、相手国の環境保全に係る制度的なバックアップを図るためにも、専門家レベルや政府における様々な立場において政策対話を進めるとともに、技術移転も含め、相手国の継続的な環境政策の定着に向けて、積極的に協力をすることが求められます。

重点調査事項②：NGO/NPOが東アジア地域等の環境管理能力の向上に果たしている役割

「地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みを東アジア地域を中心に普及」させる担い手となる、多様な主体による取組を促進する観点から、NGO/NPO等の役割に関し、

- a) 東アジア地域を中心に活動するNGO/NPO等の活動内容、成果
 - b) 政府や国際機関などによる取組との関係
 - c) NGO/NPO等の活動が有効に機能するための課題と今後の方向
- について、調査を実施しました。

①環境基本計画における施策の基本的方向

- 多様な主体が互いを尊重しつつ意見や情報交換を進め、連携の機会を拡大するために必要な方策等を検討することとされています。

②主な取組状況等

《東アジア地域を中心に活動するNGO/NPO等の活動内容、成果》

- 東アジア地域を中心として環境保全活動に携わるNGO/NPOについて調査を実施したところ、その活動分野については森林保全・砂漠化防止に従事する団体が多く見られ、特に北東アジアにおいては、砂漠地帯を含む地理的要因もあり、森林保全・砂漠化防止が半数を占めています。その他には大気・水・土壌環境保全、総合環境教育等が続き、また、リサイクルやゴミ問題等の循環型社会の形成や新エネルギーの導入による温暖化防止に関する活動もみられました。
- 活動の対象国別で見ると、中国が全体の3分の1を占め、フィリピン、インドネシア、タイ、ベトナム等が続いています。
- 活動形態としては植林などの実践活動、知識の提供・普及、あるいは調査研究などが主です。さらに、事業を通じて住民の生活向上につながる自主的活動を促す手法を採用することや、多言語を用いた環境情報サイトの提供、現地での人材育成などにより、地域社会における人々のライフスタイルや選択、価値観、態度に直接的又は間接的な影響も与えていると思われます。

《政府や国際機関などによる取組との関係》

- NGO/NPOが事業の遂行に当たり連携している相手は、主に国内外のNGO/NPOでした。現地における実行業務、ノウハウ・技術面でのアドバイス、資金協力及び事業終了後の引継ぎなど、援助的なものからパートナー型のものまで関係はケースバイケースです。
一部に国際機関との連携や現地環境保護NGOと共同で国際会議において政策提言を行っている団体が見られました。
- 連携に至るまでの経緯は、個人的パイプを通じたもの、会議等イベントを通じたもの、広範囲な情報収集により自らアクセスしていくといったものが大勢です。しかし、現地事務所の設置や専門家の派遣ができるなど体力のある団体以外は、言語の問題や認識のずれから、連携団体や現地とのコミュニケーションを充分にとることが難しいと感じている団体が多いという結果となりました。

| 取組推進に向けた指標等の名称 | 指標等の値(特段の注記がなければ年度データ) | | | 環境基本計画上の目標等 | |
|----------------------|------------------------|-----|-----|-------------|-----|
| | | H16 | H17 | | H18 |
| 国際的取組を行っているNGO/NPOの数 | (団体) | 371 | - | 465 | - |

③今後の展望

《NGO/NPO等の活動が有効に機能するための課題と今後の方向》

- 東アジアにおける環境管理システムを改善していくためには、地域における環境意識の向上やコミュニティの環境管理能力の強化が必要であり、そうした支援を行う日本のNGOの活動はますます重要となっています。
しかしながら、環境保全を主な目的として国際的に活動する日本のNGO/NPOは数が限られており、①資金・人材の組織基盤及び②情報の不足といった問題への指摘が多く見られています。
- 事業実施の主な資金源としては、ほとんどの団体が助成金に頼っています。様々な基金や助成金のNGO/NPOに対する資金援助は2年程度で終了するために継続的な事業ができないなどの問題もあり、財政的な事情から安定した雇用の確保や高報酬の供与が不可能なため、人材を定着させたりスキルを持つ有能な人材確保が難しい等の状況が伺えます。
- 他の民間団体や行政、専門家等との情報交換が行えるツールについても不足しており、また、現地で活動しているNGO/NPOではこのような国際環境協力に関するステークホルダー間の情報交換を促進することが非常に困難であるとの意見もありました。

- そのため、コミュニティレベルでの環境教育など、現地での具体的な活動が期待されるNGO/NPOについては、助成制度・環境保全活動の事例・当該国の環境情報などの有益な情報の提供などを行う必要があります。
- また、国際会議での論点やこれまでの経緯などに関する情報提供や意見交換など政府機関との交流の促進、同じ分野のNGO/NPOとのネットワーク構築の働きかけなどを行う必要があります。
- さらに、これらの課題を踏まえ、NGO/NPOに期待される役割や何が国レベルでできなくてNGO/NPOであればできるのかという概念を整理した上で、行政とNGO/NPOとの連携や財政支援、技術支援も含め、NGO/NPOが国際的環境協力に参加しやすくなる方を戦略的に検討することが必要です。

Ⅲ－２ その他

１．予防的な取組方法の考え方について

予防的な取組方法の考え方については、中央環境審議会総合政策部会での審議も踏まえ、第三次環境基本計画において、今後の環境政策の展開方法として重視すべきものの一つに位置づけられ、その中で、「予防的な取組方法の考え方を具体的な場面でどのように当てはめていくかということについては、国際的な議論の動向も踏まえつつ、検討していくことが必要」とされています。

この考え方については、第三次環境基本計画策定後に関係府省による連絡会議が設置され、国際的な議論の動向の把握等について情報交換等を行い、いくつかの国際機関や各国政府の事例について、その時点での一定の整理が行われました。

今後は、今回整理した内容も踏まえ、我が国における予防的取組方法の考え方について関係省庁で更に検討を深めるとともに、個々の施策において、予防的な取組方法の考え方の反映を図って行くことが必要です。

参考) 予防的な取組方法の考え方に関する関係府省連絡会議の構成員(平成19年9月現在)

- ・厚生労働省 安全衛生部化学物質対策課長
- ・厚生労働省 医薬食品局化学物質安全対策室長
- ・農林水産省 大臣官房環境バイオマス政策課長
- ・経済産業省 製造産業局化学物質管理課長
- ・国土交通省 総合政策局環境政策課長
- ・環境省 総合環境政策局環境計画課企画調査室長
- ・環境省 環境保健部環境安全課長

２．環境基本計画の点検に当たって

毎年行う第三次環境基本計画の点検は、①点検方法等の審議、②関係府省の自主的な点検等、③中央環境審議会(総合政策部会)による審議、の手順で行っています。

また、効率的に点検を実施するため、

- ・重点分野政策プログラムのうち、重点的に点検を行う分野を選定し、
- ・特に焦点を当てて審議を行う重点調査事項を設定するとともに、
- ・小委員会方式の導入による対話を重視した審議を進めることとしています。

しかしながら、点検に当たっては、施策の達成状況やその効果などについてのきめ細かな分析等が必要ですが、これらが十分に把握できない状況もありました。引き続き、適切な環境情報の把握・分析も含め、第三次環境基本計画より導入された指標の充実を図るなど、必要な手法について更なる充実化が必要です。

IV おわりに

- 国内外挙げて取り組むべき環境政策の方向を明示する「21世紀環境立国戦略」が本年6月に閣議決定されるとともに、第三次生物多様性国家戦略の検討や循環型社会形成推進基本計画の見直しが行われるなど、各施策の基本的枠組みは充実されつつあります。

このような基本的な枠組みの下で各主体が連携した取組を総合的に進めることにより具体的な各施策の実効性を高める必要があります。

- 各分野における施策についても、第三次環境基本計画の策定以降のこの1年余の環境保全に関する取組状況についてみると進展がみられますが、環境の現状をみると各分野で未だ多くの課題を抱えている状況と言えます。

そのため、各主体の積極的な取組や施策の効果を明確化することなどを通じ、これらの課題の解決に向けた環境保全に対する積極的な取組が評価される社会となることが期待されます。

- さいごに、繰り返しになりますが、この点検結果が各界各層において活用され、恵み豊かな環境の中で幸福に暮らせる持続可能な社会の実現に向け、環境保全の取組が着実に進むことを期待します。